

令和7年12月
千早赤阪村議会村づくり常任委員会
会議録

開会 令和7年12月10日

閉会 令和7年12月11日

千早赤阪村議会

令和7年12月村づくり常任委員会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和7年12月10日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委員 長	尾崎 充宏	委員	南本 齋
副委員 長	井上 浩一	委員	畑 智恵美
委員	田村 陽	委員	建石 和則
委員	中野 智子		

4. 欠席委員

なし

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊井 佳宏	秘書財政課長	北浦 信行
副村 長	西井 秀孝	自治防災課長	尾谷 浩
教育 長	大門 和喜	会計管理者兼税務課長	倉 真
地域活性化推進担当部長	日谷 順彦	住民課長	酒見 健司
総務部長	池西 昌夫	福祉課長	山谷 光代
民生部長	中野 光二	健康課長	仲谷 聡子
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健司	こども課長	上田 訓士
教育委員会事務局理事兼教育課長	森田 洋文	農林環境課長	仲野 隆之
総務政策課長	菊井 秀行	都市整備課長	安井 良之

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏原 美佳	議会事務局主査	土井 達也
--------	-------	---------	-------

7. 付託事件

1. 議案第62号 千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
2. 議案第63号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について
3. 議案第68号 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について

午前10時00分 開会

○尾崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、令和7年12月村づくり常任委員会を開催します。

本委員会に付託された案件は、条例2件、その他1件の計3件となっています。ご審査のほどよろしくをお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本議会において受けていますので、省略します。

審査は1議案ごとに担当者より説明していただき採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

議案第62号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

上田こども課長。

○上田こども課長 それでは、議案第62号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきまして概要の説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、児童福祉法において乳児等通園支援事業の実施事業者の認可は市町村が行うこと、またその認可の基準は市町村が国の定める基準に基づき条例で定めることが規定で定められています。よって、本村においても実施事業者の認可基準を国基準に基づき条例で定めます。

条例の概要ですが、認可の基準は、国の基準に従い、またはこれを参酌して定める必要があります。国基準は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分類されます。本村においては国基準と異なる内容を定めるべき地域の実情は特にないものと考えられるため、参酌すべき基準も含めて全て国基準どおりの内容とします。

ここからは条例の内容についてでございます。

第1章、総則、第1条から第20条までにつきましては、本条例制定の趣旨、定義、最低基準の目的等、本制度を実施する上での統一基準を規定しております。

第1条、趣旨では、この条例の根拠となる法律を示し、またこの条例で規定する設備及び運営の基準を国の省令同様に最低基準とする略称規定を設けるものでございます。

第2条、定義では、この条例で使用する用語は児童福祉法で使われている意味・定義をそのまま使うという趣旨でございます。

第3条、最低基準の目的では、乳幼児が明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園施設を提供することにより、心身とも健やかに育

成されることを保障することを規定しております。

第4条、最低基準の向上では、村が乳児等通園支援事業の事業者等に対して設備及び運営を向上させるよう勧告できることを規定するとともに市町村の最低基準向上の努力義務を規定しております。

第5条、最低基準と乳児等通園支援事業者では、乳児等通園支援事業者の設備及び運営に関する責務を規定しております。

第6条、乳児等通園支援事業者の一般原則では、乳幼児の人権に十分配慮した運営を行うなどの一般原則を規定しております。

第7条、乳児等通園支援事業者と非常災害では、災害に備えた設備、訓練を規定しております。

第8条、安全計画の策定等では、乳幼児の安全確保を図るため、事業所の安全に関する事項についての計画策定等を規定しております。

第9条、自動車を運行する場合の所在の確認では、自動車を利用する場合の乳幼児の所在の確認等を規定しております。

第10条、職員の一般的要件では、職員の知識及び技能の向上等を規定しております。

第11条、職員の知識及び技能の向上等では、職員は専門性が発揮できるよう必要な知識や技能の習得、維持及び向上に努めるとともに、事業実施事業者は、そのための研修等の受講の機会を確保することを規定しております。

第12条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準では、他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、通園施設に支障がない場合に限り他の施設と設備及び職員を兼ねることができることを規定しております。

第13条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則では、乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用費用の負担をするか否かによって差別的な取扱いを行うことを禁止することを規定しております。

第14条、虐待等の防止では、職員による子どもへの虐待行為の禁止を規定しております。

第15条、衛生管理等では、乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならないと規定しております。

第16条、食事では、食事の提供等の調理機能等の設備を備えることを規定しております。

第17条、乳児等通園支援事業所内部の規程では、乳児等通園支援事業の目的及び運営

の方針等の乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないと規定しております。

第18条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿では、備える帳簿の整備について規定しております。

第19条、秘密保持等では、職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならないこととするを規定しております。

第20条、苦情への対応では、苦情窓口の設置等を規定しております。

第2章、乳児等通園支援事業、第21条から第27条までにつきましては、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員配置に係る基準及び乳児等通園支援の内容を規定しております。

第21条、乳児等通園支援事業の区分では、保育所、認定こども園等の利用の定員の総数に満たない場合、その余剰人員を対象とした余裕活用型と、それ以外の一般型について規定しております。

第22条、設備の基準では、面積については、乳児室については1.65平方メートル、ほふく室については3.3平方メートル以上と規定しております。

第23条、職員では、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とし、利用児童人数にかかわらず常時少なくとも2人以上の職員配置が必要であることを規定しております。

第24条、乳児等通園支援の内容では、一般型乳児等通園支援の内容となっており、保育の内容は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に準拠することを規定しております。

第25条、保護者との連絡では、保護者との密接な連絡を取り支援内容について理解を得るよう努めることを規定しております。

第26条、設備及び職員の基準では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準を規定しております。

第27条、準用では、余裕活用型乳児等通園支援事業の支援内容及び保護者への連絡は一般型乳児と通園支援事業全般の共通事項であるため、規定を準用しております。

第3章、雑則、第28条、電磁的記録では、事業者及び職員は記録作成、保全その他これらに類するもののうち書面等で行うものとされるものについて当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

附則といたしまして、施行期日は令和8年4月1日でございます。本事業の開始は令和8年4月1日の予定でございますが、手続等の準備行為は事業開始前に実施できるよう規

定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 ご質問します。

まず1つ、この条例というのは設備及び運営に関する基準を定める条例ということになっていますけれども、利用する方にとっては、この条例というのは関係ない、はっきり言ってしまうとこの条例は利用する人にとっての説明にはなる条例ではないということですよね。だから、例えば誰でも通園制度というのが始まるよということを村民の方々は多分ある程度知ってらっしゃると思うんですが、この条例にはそういう利用者にとってのところに関連することは一切触れられてないんですが、この条例はどのような位置づけと考えればよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 畑委員おっしゃってるとおり、この条例につきましては、事業所の設備及び運営に関する基準を定める条例ということでございます。保護者等の一般の方につきましては、この内容を見ていただいてもちょっと分からないような状況になっておりまして、今後規則等で定めていきます。その規則を随時周知等していきまして住民の方に分かりやすく説明、広報等していきたいということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今、利用される側の立場の方に対して規則等で周知するというお話でしたが、もう来年の4月1日から開始ということですね、そうすると、時期的にもう何か月もないわけですが、本当に十分に保護者の方、乳幼児を持っていらっしゃる方々に十分に理解いただけるように届けるためには既に遅いような気もするんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 確かに来年4月からスタートということでございますが、現在詳細につきましては対象の事業者と協議しておりまして、具体的に分かり次第、広報等、ホームページ等で周知していきたいと思っておりますが、恐らくでございますが2月、3月ぐらいになるかなということで思っております。現時点では、この2月、3月が遅いというこ

とであるということは承知の上でございしますが、できる限り早い段階でお示しできたらしうことで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 保護者向けは2月、3月になる可能性がある、つまり規則として明確な形として示すことができるのは2月から3月というふうに理解してよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田子ども課長 規則等は、恐らくこの条例が4月1日でスタートということになりますので、規則等の施行期日につきましても4月1日になろうかなということだと思います。規則等で示されていない部分を広報等で周知していくということで、国が示してる案内等を事業所と協議してる内容につきましてもは広報、周知等していけるかなということと考えておりますので、規則等できる前にはご案内は可能かなということだと思っております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 じゃ制定、明確に規則等が文書化されるというのは、それよりも遅くなるという意味でしょうか。だから、つまり規則等がなくても4月1日から利用できてしまうというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田子ども課長 今回のこの条例制定につきましても、附則で準備行為ができるということで規定しております。規則につきましても、こういう形で準備の段階で準備行為ができるということをおうたっていきなということだと思っております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 今の内容に関しては、つまり規則が制定されてなくてもできるのかなというふうに理解させていただきました。あと、この条例の中で説明的に少し分かりにくいなというところがあったところについてお尋ねします。条例の第6条の4番、「乳児等通園支援事業者は定期的に外部の者による評価を受けて」とありますが、この「定期的に外部の者による評価」というものは具体的にどういうことを意味しているのか教えていただけたらと思います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田子ども課長 今回、この事業をしていただける事業者さん、今、民間さんと協議を

しておるんですが、定期的に外部の者による評価というのは、その民間さんの外部的な機関で評価していただくという形になりまして、本村につきましては必要に応じて事故とか苦情等につきまして報告体制という形で整備をして適切に指導等を村としてはしていきたいなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 定期的に外部の者というのは、村がその指導とか視察に入るという意味も含まれるというふうに理解していいということでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 ここに書かれている第4項につきましては、外部の者によるという評価というのは、あくまで民間さんの第三者的な機関ということを示しておるということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 もう一点お伺いしたかったのは、誰でも通園制度ということで、その使われる内容というのはいろいろ規則として具体的にならないと見えないところもありますけれども、今、既に一時預かり保育というか一時預かり事業というのが存在していると思うんですけれども、この一時預かり事業との関係性というか、そこのところも教えていただけたらと思います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 一時預かり事業との違いはということでございますが、こども誰でも通園制度は、子どもの成長のために通う、いわゆる通園するという考えを基本として、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように子どもの育ちを応援する制度でございます。一方、一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に対応する、預けるという考えを基本として保護者のニーズが生じた際に利用する制度でございます。本村ではこの事業は実施しておりませんが、げんきこども園さんが独自事業として0歳から5歳児の一時預かり事業を実施しているという状況でございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今のご説明で、あと一時預かり事業というのは保護者の都合に対応するためのものであると、そこは理解できるんですが、誰でも通園制度でも保護者のサポート、保護

者を支援するという目的も入っているというふうに記載されてると思うんですけども、そうすると保護者が子どもの成長じゃなくてこういう事情で、例えば病院に行きたい、こういう場合は事前ですが急遽こういうことが突発的に起きたので預かってほしいというニーズはあるかと思うんですが、その辺に対して誰でも通園制度は対応いただけるのかどうかということを教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 先ほどご説明させていただきましたが、ただいまのご質問につきましては、急遽病院に行くとかリフレッシュしたいということかなということなんですが、この制度につきましては、保護者にとってもメリットがあるような制度でございまして、ただいま畑委員がおっしゃってる利用の仕方につきましても同様に誰でも通園制度は活用できるということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 基本的には今まで対象外であったお仕事されてない方でも使えますよということであったと思うんですけど、これから細かいことを決められていくと思うんですけど、よう分からんところがあるんで、条文の中に「最低基準」という表記があるんですけど、これっていうのは何か国で決められているとか、そんなことがあるんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今、委員おっしゃってるとおり、その最低基準というのは国の法律、基準で定められてるものでございまして、本村におきましても国の基準に従いまして最低基準を定めるということにしております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 すいません、ちょっと勉強不足で、その最低基準というのは、結構事細かに、例えばこういう時間があって、こういう設備が整ってるとか、細かく決められてるんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今のご質問に対しましては、今回のこの条例の中身が、もう最低基準ということでございまして、設備は、例えば面積はこれ以上ですよ、人員は乳児等でしたら3人子どもさんおったら1人は保育士つけな駄目ですよということで、そういった最低基準を定めるものでございます。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。細かくは決まってないということですね。

続いて、第7条か、避難及び消火に関する訓練ということが書いてあるんですけど、これって現状げんきさんが今回引き受けてくれはるというお話聞いてるんですけど、こういうことは今現状でもされてて、それを引き続きされるということによろしいんですかね。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 現状、事業所のほうでげんきさんのほうと今協議してるということですが、現状の施設がそのまま活用されるということであれば準用できるという形でそのままの形で活用していただくという形になります。新たに設備、施設等を設置する場合にございましては、この基準に基づいてやっていくということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。細かなことは、まだかっちり決まってないということですね。

あと、第14条、虐待等の防止というのがあるんですけど、これは行為をしてはならないというのは当然やと思うんですけど、これに関して何か防止策というか、何か対応策みたいなのは何か現状されてるんか、これからされるんか分かんないですけど、何かあるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 現状、施設、事業所につきましても虐待対応のほうはしていただいと。今後、村の要保護児童対策協議会におきましても、この誰でも通園制度に通っておられる保護者または児童の虐待防止につきましては注視していきたいなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 細かくはどういう状況でどうされてるかというのは分かんないですかね。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 細かくはというのは、実際虐待等を発見した場合は、もちろん通告していただくということで、これまでどおりの保育所での対応ということになります。この誰でも通園だけが特別というわけじゃなくて、保育所と同じ対応でしていくということで

ございます。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございます。例えば監視カメラがついてるとか、そういう状況ではないんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 現時点では監視カメラ等の設置等は考えておりません。施設側のほうがそれは判断していただけるかなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 最後にお聞きしたいのが、基本的に最初の段階でお聞きしたんですけど、保護者が一緒について行って、最初は保護者来てもらっても結構ですよと、ただし常時保護者と一緒というの、もうしませんということをお聞きしたんですけど、その判断はなぜされたんかというのと、あと今ひまわりさんが常設というか週何回かされてますよね。その辺の兼ね合いとかもあるんでしょうかね。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 おっしゃってるのは親子通園という形かなとは思いますが、今、協議しておるんですが、親子通園につきましては、利用児童の状況に応じてならし保育が必要かどうかというのは事業所さん側で判断していただきたいということで検討しております。

また、ひまわりとの関係性でございますが、もちろん目的が違いますので、そこは保護者の選択肢が増えるということで、どちらを活用していただいてもいいかなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

建石委員。

○建石委員 この条例の第12条の解釈のことなんですけれども、他の福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児通園支援に支障がない限り必要に応じ設備及び職員の一部を併せて設置する、ほかの社会福祉等の設備及び職員に兼ねることができるということなんですけれども、職員の方のことなんですけれども、前お伺いしたときは1名は、もう確保できてるというお話でした。その方は、もう決まった方ということだとは思いますが、専任の方という解釈してるんですけども、それ以外に必要が出てきた場合、職員の方

というのは現在施設のほうで保育に従事されてる方を回してもらえるといたうんですかね、そういう設備と職員を融通するみたいな形にここに書いてあるんで、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今回の条例では、職員の配置というところで、保育士2名以上はというところがございます。一体的にこども園、保育所等とやる場合は、最低1人でも構わないという規定がございます。その1名は確保できているということで前ご説明させていただきましたが、ほかの職員がこども誰でも通園の児童を見ていただくというのは可能でございます、連携してやっていただくという形になります。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。そうしましたら、その1名の方以外のほかの職員の方は、もう誰って決まってるんですかね。例えばAさんとBさんというふうな形で、ほかの職員の方は決まってるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 クラスごとに担任は違います。0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラスということで担任が違いますので、固定というわけではないのかなと。例えば一応クラス担任は決まっておりますが、そこの学年に入れば、もちろんずっとその保育士さんに見ていただくことは可能かなと思いますが、今回の制度は年齢が例えば0歳児から1歳児に変わりましたら1歳児クラスに入ります。そうなりますと、担任はもちろん変わってきますので、1年間一緒というわけではございません。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 この事業は村の責任で始めるというふうに理解しておりますが、事業者がこのためにいろんな設備を整えたり人員を確保したりということが必要になってくると思いますが、その場合、村としての事業者への補助はどのような形になるのかお伺いします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 この事業につきましては、国の給付事業ということになります。国から保育単価というのが今後は公定価格で定められます。児童1人当たりの単価につき時間数で保育所に対して村が給付という形で支給することになります。補助金というのは現時点ではございません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。つまり事業を始めた段階で1人当たり幾らということに関しては国から給付があって、その分をお支払いしますということで、設備とかそういう準備に関しては、例えば新しく1人追加したというその人の人件費に関しては補助の対象となるものではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 畑委員さんおっしゃっているとおりでございます、施設側が追加で保育士を雇用する場合につきましては現時点では補助というのはございません。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。ちょっとその辺も問題は感じないでもないですが、またちょっと調べてみると利用料が1人300円、子どもというような、1時間当たり300円というような規定があるんですが、本村の場合は乳幼児も含めて保育に関しては無償という形でされていますが、そういう場合、補助の対象となるのかお伺いします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 子どもの1人当たりの時間の利用料ということでございますが、現在国が示してる利用料につきましては委員おっしゃっているとおり300円でございます。村の場合、保育所等通っておられるお子さんにつきましては完全無償化ということで無償にしておるんですが、この利用料を無償化するという判断につきましては、これは村が判断することございまして、今後どうしていくかというのは村が判断していく形になりますので、協議が必要になってくるかなということで考えております。もちろん施設側は利用料、恐らく300円取られるかなということで、それをどうするか、補助で村からその施設側に利用料を払うかどうかというのは、これからの議論になってくるかなと思います。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。一応原則乳幼児含めて無償化というところです。ぜひともその方向で検討していただきたいと思います。

そして、規則についてですが、まだ明確にいつ議会に対してお示しいただけるという話がなかったんですが、できるだけ早い段階で議会のほうにもその規則の内容を提示していただいて、ぜひともそこに対して私たちとしても意見を言いたいし、ここを改善してほしい

いという要望も出るかと思しますので、ぜひともその形で進めていただきたいと思います
が、いかがでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 規則等につきましては、今現在、国のほうからの情報も全てが情報として入ってるわけではなくて、入り次第、村としても規則を制定させていただきまして、できる限り早い段階で委員の皆様にお示しできたらなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 まず最初に、今回のこの条例、こういった条例を、このこども誰でも通園制度というものを利用したいというような声というのは実際に保護者の方からは届いてたりするんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 直接こども課のほうに問合せというのはございませんが、昨年度、教育委員会さんのほうでアンケートを取っていただきました。こども誰でも通園制度の利用をしたいかというアンケートにつきましては、約47%の方が利用されたいという結果が出ております。利用したくないというのももちろんあるんですが、昨年度の結果では47%利用したいということでございます。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。約半数ほどの方は積極的に捉えておられるということですね。了解いたしました。

あと第4条で規定されている、触れられてるというんですかね、「千早赤阪村子ども・子育て会議の意見を聞き」と第4条にあるんですけれども、すみません、僕、あんまり千早赤阪村の子ども・子育て会議というものがどういうものなのかというのをあまり伺ったことがなくて、この子ども・子育て会議の概要というのを教えていただけますでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 この村の子ども・子育て会議につきましては、法律で定める事務を処理するということが義務づけられておりまして、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査、審議するというものでございます。本村の場合は、この子ども・子育て会議、昨年度策定しました子ども・子育て支援事業計画というのがございますが、この策定に関する審議をしていただいたということでございます。今回、こども誰でも

も通園制度の認可手続に関しましては、子ども・子育て会議の審議を経て許可をするということになっておりますので、今回会議を開催させていただきまして事業所の認可手続を進めていこうということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。その子ども・子育て会議がどういった方で構成されているのか、たしか規則のほうには15人というふうにあったと思うんですけども、その点教えていただけますでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 委員おっしゃってるとおり15名以内でということで構成されております。現時点では教育長をはじめ子どもの保護者の代表者という方、あと関係行政機関といたしまして子ども家庭センターの職員さん、あと学校長の校長会の代表もしくはげんきこども園さんの代表、園長さん、そういった方が委員として入っておられます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてを議題とします。

本議案について説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第63号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙におけ

る選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、公職選挙法施行令が一部改正され国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本村の選挙においても国政選挙と同様に公費負担の限度額を引き上げるため、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の中、選挙運動用のビラの1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に、第11条、選挙用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の中、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改正するものでございます。

なお附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 今、ちょっと急に見て疑問に思ったんですが、第11条のところに、今のポスターの単価、「586円88銭」の後に、「それをポスター掲示場の数に乗じた金額に31万6,250円を加えた金額を」というふうにあります。この額に関しては変更がないという、加えたということですから、ここに関しては変更しない、この多分ポスターがいろいろビラとかが高くなったのはいろいろ経費が高くなってからだというふうに理解するんですが、この追加の分は変更ないというふうに理解しますが、その理由を教えてください。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 理由と言われますとあれなんですけれども、改正につきましてはされていないんですけれども、そもそもこの改正にこの単価につきまして上がった理由としては、近年の物価上昇に伴いまして、このポスターとかビラにつきまして上昇率を計算し上げられたということとなります。大変申し訳ございません、畑委員が質問されているその分のなぜというところが、申し訳ありません、ちょっと改正ではなかったの、ということですのでよろしく申し上げます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 同じ意味であれば、ここも本来だったらアップされるのかなというふうに思っ

たわけで疑問になりましたが、法令ではそこは触られていないということなので、理解いたしました。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第68号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明いたします。

本議案は、令和3年9月に策定した本計画の計画期間が満了することから、現行の計画に時点修正を加え計画期間を延長する変更が必要になったため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別添の千早赤阪村過疎地域持続的発展計画後期計画案と新旧対照表を参照しながら主な変更箇所についてご説明させていただきます。

まず、後期計画案の表紙と新旧対照表2ページをご覧ください。

本年度の末に計画期間が満了することから計画期間を令和8年から12年度とし、時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の有効期間としております。

後期計画案の目次1枚めくっていただきまして、目次と新旧対照表3ページをご覧ください。

計画の体系につきましては、国が示しております作成要領によって基本的な事項をはじめ移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から次のページをめくっていただきまして第

13章のその他の地域の自立促進に関し必要な事項までの13項目にわたって定めております。

次に、後期計画案の1ページ、1枚めくっていただきまして、1ページと新旧対照表5ページです。これは、第1章、基本的な事項でございます。新旧対照表の5ページ左上にあります変更箇所の欄をご覧ください。1、千早赤阪村の概況、下、行きまして、2の人口及び産業の推移と動向、3ページめくっていただきまして8ページの下側に3、村行財政の状況までの主な変更点につきましては、令和6年度末時点の数値や現状等に更新、時点修正、また図表につきましては昭和35年、50年の数値を削除し昭和55年、令和2年の数値を追加しております。

次に、後期計画案の11ページと新旧対照表の11ページ、これにつきましては、4、地域の持続的発展の基本計画でございます。主な変更点は、③番の人材育成のアンダーラインの前後をご覧ください。地域おこし協力隊のほか地域活性化起業人など条件不利地域の支援制度を活用していくことを盛り込んでいます。

次に、後期計画案の16ページ、新旧対照表の14ページ、これにつきましては、5、地域の持続的発展のための基本目標でございます。第5次千早赤阪村総合計画の将来人口の見通しと整合させるため、令和12年度末の目標人口値を4,505人としております。

次に、後期計画案の17ページの上側をご覧ください。

6、計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、引き続き施行区分ごとに重要業績評価指標を設定し、PDCAサイクルによる事業の進行管理と評価について記載しております。

次に、7、計画期間につきましては、冒頭でもご説明させていただいたとおり、計画期間を令和8年から12年度末までの5年間としております。

次に、8、公共施設等総合管理計画との整合につきましては、既存の公共施設の長寿命化を推進し新たな再整備する場合は可能な限り公共施設の機能転換や複合化による公共施設等の有効活用の検討、民間活力を活用した維持管理運営による財政負担の軽減、近隣自治体との広域連携を推進した維持管理の方針を記載しております。

次に、後期計画案19ページと新旧対照表の15ページでは、第2章の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成でございます。

新旧対照表の15ページの変更後のほうをご覧ください。

主な変更点は、その他対策の②地域間交流の上から3行目あたりに金剛山を中心に農産物や特産品等の本村特有の物産販売並びに観光等の情報発信を担う道の駅「ちはやあかさ

か」の充実を図り、これら資源を連携させることにより地域間交流を図る旨を記載しました。また、他の章と共通事項ですが、下の表のK P Iの基準値、目標値の変更につきましては、令和3年から7年までを計画期間とする現行計画が千早赤阪村第5次総合計画のK P Iを流用していることから、本計画につきましても総合計画の令和11年度の目標値を令和12年度の目標値にスライドし流用しています。基準値につきましては令和6年度末数値を記載しています。

次に、後期計画案21ページと新旧対照表17ページ、第3章の産業の振興でございます。

主な変更点は、新旧対照表の17ページの下側をご覧ください。

(2)のその他対策、③の企業誘致です。本年度より森屋北部地域での地籍調査を開始していることから、企業が進出しやすい環境を整えるため地籍調査等の土地調査により未利用地の有効活用を促進する旨を追記しました。

次のページをお開きください。

新旧対照表の19ページの上側、(3)事業計画について、終了した事業を削除し、事業内容の表現を一部修正しております。

次に、後期計画案26ページと新旧対照表20ページ、ここは、第4章、地域における情報化でございます。主な変更点は、(1)現状と課題に「戸別受信機を設置」と記載したものを「情報伝達手段の整備」と記載内容を改め、今後の施策展開の幅を広めました。

次に、後期計画案28ページと新旧対照表22ページは、第5章、交通施策の整備、交通手段の確保でございます。主な変更点は、(1)現状と課題に、令和5年12月、金剛バス路線廃止に伴い、記載内容に時点修正を加え、富田林、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会、金剛ふるさとバスについて記載しました。

次のページの23ページ、(3)の事業経過につきましては、事業内容を村道橋梁整備事業、村道橋梁の維持、整備、修繕に集約しました。

次に、後期計画案31ページと新旧対照表25ページは、第6章、生活環境の整備でございます。主な変更点は、後期計画案の32ページ、新旧対照表では26ページの上側にあります④番、消防防災の段落で2番目です、常備消防体制では、令和6年に5市2町1村で構成された大阪南消防組合による消防広域化などに伴い全体的に時点修正を加えております。

次に、後期計画案35ページと新旧対照表30ページです。第7章、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。主な変更点は、後期計画案3

6 ページ、新旧対照表の 31 ページの (2) その他対策に①児童福祉、②高齢者福祉、③障害児者福祉の項目にそれぞれ複合化、複雑化したニーズには分野を問わず横断的に取り組むため重層的支援体制整備事業の要素を盛り込みました。

次に、後期計画案 40 ページと新旧対照表 34 ページは、第 8 章、医療の確保でございます。この章につきましては、時点修正と用語の整理を行いました。

次に、後期計画案 42 ページと新旧対照表 35 ページは、第 9 章、教育の振興でございます。主な変更点は、後期計画案 43 ページと新旧対照表の 36 ページの (2) その他対策、②学校教育に子どももさらなる少子化等による児童・生徒数の減少が予測される中、少人数であることのメリットを最大に生かす教育を進めていく必要があり、国が推奨する学校運営協議会を設置し、産官学協働の教育活動を推進しながら将来を担う子どもたちの健全育成や教育内容の一層の充実を目指すなどコミュニティ・スクール事業の展開に必要な要素を記載しました。

次に、後期計画案 46 ページと新旧対照表 37 ページは、第 10 章、集落の整備でございます。主な変更点は、老朽空き家が放置されることが問題となっていることから、解体・除去を推進するため、危険家屋解体撤去事業取壊し撤去処分に係る経費の一部補助を新規事業として追記しました。あわせて、KPI として基準値、目標値として危険家屋の解体撤去を新規事業として追記しました。

次に、後期計画案 48 ページと新旧対照表 39 ページは、第 11 章、地域文化の振興等でございます。主な変更点は、国指定重要文化財である建水分神社本殿を後世に受け継いでいくことが求められることから、重要文化財修繕等事業を新規事業として追記しました。

次に、後期計画案 50 ページと新旧対照表 40 ページは、第 12 章、再生可能エネルギーの利用の推進でございます。主な変更点は、温室効果ガスの排出量削減に取り組むため脱炭素化推進事業を新規事業として追記しました。

次に、後期計画案 51 ページと新旧対照表 41 ページは、第 13 章、その他地域の持続的発展に関し必要な事項でございます。主な変更点は、新庁舎建設の完了に伴い本文の変更のほかタウンミーティングのみとらわれることなく幅広く村民の皆様のご意見を村づくりに生かすためタウンミーティングの実施を改め、開かれた村づくり、住民参画による村づくりの促進としました。

次に、後期計画案 53 ページと新旧対照表 42 ページは、事業計画過疎地域持続的発展特別事業の効果でございます。後期計画の末尾に追記させていただきました。国からの通達により過疎地域持続的発展特別事業については一覧表の備考欄に施策の効果が将来に及

ぶこの記載が必要となりました。スペース上、ここに記載させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 新旧対照表の42ページの中ほど、産業の振興、1、農業の振興、ちょうど真ん中、営農指導体制の強化というところがありますけれども、この2行目、「基盤整備に取り組むみ」になってます、確認してくださいね。1個ずつ行きますね。チェックできましたか。

次の43ページなんですけど、43ページの中ほどですね、③防災・消防対策の推進、これちょっと細かいんですけど、これの既存家屋の除却や移転、補強、この2行目のところ、これ「夜、安心・安全な暮らしを確保」とありますけど、これ、「安全な暮らしの」じゃないかなと、「を」じゃなくてね、ちょっとこれはまた検討していただいたらいいかなと思うんですけど、ほんでその同じく43ページの②の救急医療のところ、いけます、救急医療のところ、少子化や高齢化が進展する中での保健・福祉・医療機関との連携、ありますね、この行の3行目、「医療との広域ネットワークの形成し」、これも「を」ですよ。その直後、「村安心」という言葉出てきます、これも「村」が要らないんじゃないかなと思います。いけますかね。最後、44ページ、これも一番最後の地域文化の振興等、①地域文化の振興等のところ、「伝統文化や歴史に触れることができる文化施設の充実し」とありますけど、これも「文化施設を充実し」ですよ。ちょっとそれら、急いでつくられたんかなとも思いますけれども、ちょっとミスが目立つなと思いますので、軽微ではあると思いますが、ちょっとまた修正していただきたいなと思います。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 大変ご指摘ありがとうございます。以後、確認するようにいたしますので、よろしく願いいたします。すいません。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 42ページ、1点、見逃してたなと思って。さっきの農業の振興の上のところ、人材育成のところ、「地域の活性化への取組に向けた人材の育成や外部人材の確保」とありますけど、これも「の」ちゃいますわな。もしくは、その後が「担い手の確保を図る」と続くんで、「人材の確保し」じゃなくて「人材の確保や」、もしくはそっちの「し」のほうがおかしいかもしれませんね。これもちょっとご検討ください。

○尾崎委員長 ここで休憩をします。

再開は11時25分とします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○尾崎委員長 それでは、再開します。

質疑ありませんか。

中野委員。

○中野委員 35ページ、高齢者福祉のところ質問します。

まず、この過疎地域持続的発展計画の後期計画というのは、今後こういうことをやっていって計画を立てるとというのが目的でつくられてると思います。その中で、今後高齢化することが予測されている、それに対してこちらの後期計画の35ページの真ん中ぐらいの「高齢者福祉で環境等に取り組む必要がある」、その下のほうには「健やかに暮らしていける仕組みづくりが必要である」と書かれておりますが、具体的にこれはどのようなことを計画されているのかということをお聞きしたいと思います。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 具体的な仕組みということですが、その対策でということで37ページのほうに高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち生活できるよう介護予防教室事業とか自主的な介護予防の取組支援、老人クラブの活動支援を行って活力と生きがいのある生き生きとした社会参加のための支援を行う、こういったことで事業のほう進めていきたいと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。私もここに来た最初のきっかけは、桐山の老人会の健康教室に呼ばれてきたのがきっかけでして、ただその後、いろんな事情があるかもしれませんが、高齢者に対しての指導、それが十分に行われているとは思えませんでした。先日の糖尿病性腎症重症疾患の啓蒙活動にしても、村はほかの機関に丸投げして今業務委託を行っていると、それが令和7年から始まっていると思うんですが、具体的にどのようなことを行われているかという報告を知りたいと思っても、なかなかその返答をどこに求めていいのかわかりません。令和7年度に始まった外部委託した健康指導に関しては、どのように今なってるのでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今のご質問でございますが、保険の中でも国保でありますとか後期高齢者医療、介護保険、健康増進等、いろいろな分野が分かれております。今、委員ご指摘の委託事業で令和7年度から開始したという部分につきましては、国民健康保険の部分だけ

取りあえずやってみようということで今年度からやった事業でございます。今現状、まだその事業続いている状況でございます、その委託が3月31日まで委託になっておりますので、初めての取組で、実際資料、実績報告等もまだ頂いてない状況ではございますが、今まで保険者はじめ村の職員で取組をやっておりました。ただ、なかなか受診率等上がらない中で、まずは国民健康保険料の分野で国の補助金等も活用できるという事業がありましたので、専門的な分野であります外部に委託して取組もうということで今回取組んだ次第でございます。また、実績等来次第、委員のほうにまた個別で報告等させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。8年ほど前から、これは議員になる前のことなので、日本歯科大学としてここの健康指導を、当時村会議員の方にわざわざうちの学校まで来ていただいて申込みをして、そして健康指導に当たってほしいということ、その結果でここに来るようになりました。ただ、その具体的な内容に関して、この村づくりに、これはここからこの村というのはすごく高齢化してるので、災害のことにも関与しますし、いろんな形で高齢化したこの現状というのを変えないといけないということに関して、村の住民の人が、私も住民ですが、その人たちが自分たちの意見をいかに行政に知っていただき、それを実行していくかというのを、もうちょっと具体的に進めていってほしいような、そういった仕組みづくりというのは行ってもらえるのでしょうか。また、今までそういったことがあるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○尾崎委員長 過疎計画等に関連していないので、もし答えられるのであればお願いします。

池西部長。

○池西総務部長 住民の意見を役場全体の事業でも幅広く取り入れていただきたいというようにご質問かなと思います。先般、役場の1階窓口におきましても意見箱などを設置して幅広く住民さんのご意見を聞くということでさせていただいております。その他個別の事業につきましても、いろんな計画ございます、そのときにもパブリックコメント等もいたしておりますし、住民さんの代表で出ていただいて協議会開いたりいろいろしていますんで、そのあたりで住民さんの意見を取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 過疎計画については、前からもお伺いしてはいますが、非常に幅広く、村の

基本の総合計画を過疎計画に焼き直したような感じ、だから村政全般にわたって非常に幅広く、ある意味大風呂敷を広げるような感じで書かれているという、それは過疎債を受けるため、過疎債をその財源として村づくりのそれらの施策に財源として使うためのものであるというふうには理解しているんですけども、その際に、例えば具体的な記述の中で、例えば7ページご覧ください、計画の7ページなんですけれども、その村政の状況を分析したときに、例えば7ページの上から2行目なんですけれども、投資的経費は3.1%となっていると、こういうふうにあるんですが、前期計画のときは14.9%だったんですね、これが3.1%まで低下してしまっている。でも、この内容に対しての分析、なぜこうなったのかというところの記載が全くないので、その辺がどういうふうに分されているのかということも、計画に基づいていろいろ書かれていることは了解しているんですけど、まずこの基本的なところでどう分析されているのかについて伺います。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 経費の数字につきましては事実ということで、分析については今のところあまり具体的なものは正直ないというのが実情でございます。

以上です。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 この投資的経費につきましては、特に工事関係といえますかね、建設工事とか、そういうものが大きいものがあるかと思うんですけども、今回特に大きい部分で言うたらこの庁舎そのものの部分とか、こういったところが影響している部分はあるかと思えます。そういった面で基本的にはその部分で、もう事業が終わったというようなところもございますので、多少その影響はあるかなというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。つまり庁舎建設が投資的経費というふうになってたということですね。それが抜かれると、あと3.1%で、投資的経費というところで私がイメージしたのは、新しい事業を行う、ハード的なことだけでなくソフト的にも新しい事業に取り組むという意味合いで理解したんですが、その新しい事業に取り組むというものもこの中に入っているんでしょうか。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 おっしゃっているように新しい事業をやった、その事業が投資的という、一般的にそういうふうな考え方あるかも分からないですけども、あくま

で財政の状況を分析する中で投資的経費の位置づけとしては、先ほど申し上げたそういう建設経費であったりとか、例えば村道整備であったりとか、そういったところを性質別に分けて整理してるということでご理解いただきたいと思います。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。一応そういう趣旨だということは理解させていただきました。

続きまして、19ページの移住・定住、地域間交流の促進というところで、表が19ページのところに社会的増減がゼロ以上とか、ふるさと応援寄附金件数、地域おこし協力隊員というのが、これ項目ありますけど、これ1つだけのほうがよろしいですか、質問するとき。1個やから、このどれかの1個だったら、まず1個ずつという。この表の中の数値について、まずじゃ1点、以前もお伺いしておりましたけれども、転入者もいらっしゃる、転出者もいらっしゃる、その例えば転入された方がどれくらい村に永住されているのか、転入された方が非常に早く出られてしまうとすれば、そこに何らかの問題があるというふうに考えることができると思うんですが、その辺はどう分析されているのか伺います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 以前、この質問あったかと思うんですけども、転入・転出者に対してはアンケートを取られてるということで、転出者の多い原因としては、就職であったりとか学校であったりとか、そういったその家庭の事情に応じて出ていかれる方が大半でした。転入の方につきましては、自然とかで空き家を利用して来られる方もいますし、またもともと地元であるとか、そういった理由で転入される方がいるというアンケート結果がありました。結果的には、転入と転出者の数を比較しますと、転出者のほうが多いというのが事実となっております。細かい数値については、すいません、資料として今手持ちありませんので、こういった内容ということで説明させていただきました。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 つまり私が聞きたかったのは、そういうことではなくて、転入された方、村の魅力、いわゆるUターン、Iターン、Jターンどれでもいいんですが、村に来られた方がどれくらい村に移住されてるか、そのままずっと継続的に住まれているかどうかというところを伺いたかったわけですね。だから、もしそこで早く出られてしまうとすれば、そこに定住支援策なり問題があるという分析が必要ではないかという趣旨で今までもお尋ねし

てきたんですが、今の答えはそういうお答えではなかったかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 畑委員おっしゃっている転入された方が転出したかというところにつきましては、すいません、アンケート調査ではそこまではされてないので、以前に転入された方が2、3年とか5年の間に転出したかまでは把握できてません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 それは、今、転出の場合、理由聞かれていますよね、アンケートで、そこから推測できるのではないかとか、あるいはその辺のところは分かるのではないかと思いますので、ぜひともその分析をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 あと、今の同じページのふるさと応援寄附金件数というところですけども、ふるさと納税の収入というのは村の独自の収入にとって非常に重要な位置を占めるものではないかというふうに考えますけれども、ここでは件数を増加するとか、あとさとふるとかそういうところにプロモーション、次のページですね、村のプロモーション、ポータルサイトの事業委託というところだけで新しいものを生み出すという趣旨の内容が含まれていないんですが、現状のふるさと返礼品でやっていこうというふうにお考えなのか、それとももっと何らか稼ぎ頭になるようなものを検討しようという取組があるのかについて伺います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、ふるさと納税につきましては、おっしゃるように村の財源として重要なものと考えておりますので、何らかの形で増やしていきたいとはまず考えております。商品等につきましては、村の資源というのか、そういう材料的なものは限られているのかなとは考えてる部分もあるんですけども、内部的には新たに開拓しようとして今検討しているところでございます。また、企業のほうに働きかけられる分はしたいと考えております。

あとそれに伴ってふるさと納税していただくためには村を知っていただく必要性もあると考えておまして、今、村の公式インスタグラムとかあるかと思うんですけども、そういったところにも今回いろんなイベントであったりとか金剛山の初冠雪であったりとか掲載させてもらったんですけども、閲覧数というのが明らかに出てきますので、実際下

の4点ぐらいしか上げさせてもらってないんですけれども、前、役場の中で竹灯籠を載せさせてもらったんですけれども、万博のレガシーをいうことで上げさせてもらったところ、割と評判よく4,000人を超える方が閲覧していただいたりとか、またいろんな村のにぎわいづくりとかした分も上げさせてもらったんですけど、その辺は閲覧数が少なかったんです、2,000強ぐらいなんですけれども、初冠雪のほうは、今、見てませんが1万6,000人の方が閲覧したというふうになってます。その内容によって興味持つ持たないというのが、だんだんそれを見たら分かってきたのもあるんですけれども、そういった形で村の外に対してのPRというのを続けていながら、またおっしゃっているふるさと納税のほうにもつながっていくようにいきたいと思ってます。また、ホームページのほうもあまり住民向けのほうになってますので、その辺も外部向けのほうに改めたいなというふうには考えております。大体そういったことが、今、内部ですけれども検討してるということです。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。そのような取組をぜひ、インスタグラムにしても積極的に村にじゃ寄附しようというようなところにつながるような仕掛けというのも必要だと思いますので、検討していただきたいと思います。

そして、この同じ19ページの3番目のところですけど、地域おこし協力隊を8名、令和12年度目標値、KPI、8名と、こういうふうになってますけど、ここのところずっとゼロだったわけですね。これに関してはどういう戦略があるのか、どういう戦略でこの人材を、村のいろんな地域おこしですから、村の今のふるさと納税とか、また移住とか、そういうことも含めていろんなとこに貢献していただける方々だというふうには理解しますが、どのような戦略でこの人数を獲得していこうと考えられているのか、その戦略について伺います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 地域おこし協力隊につきましては、過去に2名の方が協力隊として実績があります。今現在は地域活性化起業人ということで2社の方が来ていただいているんですけれども、地域おこし協力隊だけでなく地域活性化起業人も含めて外部の力を使ってサポートいただきながら活性化のほうにつなげていきたいとは考えております。このときは地域おこし協力隊しか目標値上げさせてもらってないんですけれども、今現状、協力隊については、その実績の2名以降はゼロとなっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 具体的な戦略についてはお伺いできなかったんですが、今、起業人の事業も3月まで、スマホ道場に関しては3月末までということで、地域の方がそれ以降来てもらわれへんみたいな言い方をされてる方もいたんですが、そういうところも過疎債の事業として取り組まれるという見通しはあるんでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 過疎債というより村の総合戦略の中でそういった起業人であったりとか地域おこし協力隊であったりとか、そういった協力を得て人材育成等につなげていきたいと考えております。今回、この地域活性化起業人の財源につきましては、特交ではありませんけれども一応財源いただいておりますので、この分については過疎債を充当する予定はありません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。今、過疎債の話ですよ。だから、そうすると以前も一回伺いましたけど、過疎債を使ってどういう事業を取り組むかという優先順位ですね、この計画自身が非常に幅広く全てにわたってつくられていると、それはなぜかといったら、過疎債でこの事業を行うためには、それを入れ込んでおく必要があるという意味で、そこは理解しているんですけども、今のお返事のようにこれは過疎債では使いませんというのがK P Iに書かれていたとき、これは評価するときは過疎債の事業だけでなく村としての総合的な取組全てがK P Iの対象となるというふうに考えることができるんでしょうか。そこを教えてください。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 まず、本計画の9ページに地域の持続的発展の基本方針というところがございます。ここに記載させていただいてるとおり、先ほどご指摘ありましたように村の第5次の総合計画を過疎地域の持続的発展の基本方針として位置づけしてあります。ですので、総合計画と、この過疎対策事業としては、ほぼイコールというようなことをご理解いただいたら結構かと思います。この中で個別の事業もいろいろ載せております。これはあくまでも8年度から12年度までの5か年の計画として考えられる事業を掲載しております。ただ、その5年間の中でいろいろ社会情勢も変わっていきますので、当然毎年見直しということも入れながら、また新たな事業も加わっていくと、また修正していくということもやりながら必要な事業を優先的にやっていくということになるかと思っております。毎年予算編成もやっていきますので、当然先ほど申し上げた総合計画における実

施計画というのにも策定していきますので、実施計画はいろんな事業の中で優先的にやっていくべき事業を洗い出しして定めるものでございますので、そこの中である程度のどこに力を入れてやっていくとか進めていくというところは見えてくるのかなというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今のおっしゃってる意味は分かったんですけども、K P Iの評価としてそういう事業、この過疎債を使っていない事業も全て含めて評価されるんでしょうかというご質問をさせていただきました。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先ほど申し上げましたように、この計画の中にある事業につきましては、あくまでも過疎を対策するための事業として掲載をしておりますので、全て過疎対策事業を充当するわけではありません。あくまでも過疎対策としての事業としての計画としてまとめているものですので、当然過疎債を使わないものも乗っかってきているということをご理解いただきたいと思ひます。その中でK P Iにつきましても、特に目指すべきところについて焦点を当ててK P Iを設定しているということでもよろしくお願ひいたします。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

中野委員。

○中野委員 今の過疎債以外の分の、例えばよその企業さんが総合計画とは別にこの地域に入ってきたいとおっしゃるような事案が過去今まで4件あって、その返事がいつまでたっても出てこないというのが今の現状でして、こういったよその人のハード面での企業誘致とかではなく、いろんな形でこの過疎化したこの村を助けたいという意味で何社か入ってきたいとおっしゃったときに関しては、誰が主体となってそれを返事をしたり検討したりしていただけるのかということをお伺ひしたいです。

○尾崎委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 企業誘致という話で計画の段階であった場合、まずは土地利用という話になりますので、一義的には、まず我々の課が窓口になるのかなと考えております。ただ、企業誘致と一ついいましても、そこに生まれる雇用とか、そういった支援とか、そういったものについては、うちの同じ部内にある商工と一緒に労働とかそういった雇用の関係と一緒に進めていくのかなと思ひますが、一義的にはまずは土地利用という話になるので、都市整備のほうでまずはお受けすることになるのかなと、限定になります

が、そういったことで考えております。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。ただ、企業誘致としては土地利用ではなく、まず小さな区画でもいいので、土地利用となると限定されてしまうので、他府県の企業さんが入ってきづらいということがありますので、そういったところで今現状の民家を使うなりいろんな形で具体的に小さくてもいいからよその人たちがこの村に入ってきて起業ができるような、そういった小さな組織をつくっていくことのほうが必要ではないかと思うんですが、そういったときになかなか今回も何社かを総務政策課のほうに紹介したりもしましたが、返事が企業さんの返事感覚と行政が考えるスペックというのが物すごく違っていて、そうするとせっかく来たよその会社のいい点というのが結構この村から離れていきやすいような環境に今あると思うので、もうちょっとそれを皆さんで何とか考えていただければと思いますが、どのところにそういったことは申し出ればいいんでしょうか。

○尾崎委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 我々の、先ほど僕が答弁させていただいた分とか説明させていただいた分については土地利用を伴う分という話になるんですが、今おっしゃっておられるのが、起こす起業支援とかそういった分については、先ほども言いましたようにうちの部内と一緒にってる商工の担当と一緒にまた窓口で相談乗らせていただきますので、何なりと言っていただければと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ここで休憩とします。

再開は13時からとします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○尾崎委員長 再開します。

本日の会議は延会します。

明日11日10時より会議を開きます。

午後1時00分 延会

令和7年12月村づくり常任委員会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和7年12月11日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委員 長	尾崎 充宏	委員	南本 齋
副委員 長	井上 浩一	委員	畑 智恵美
委員	田村 陽	委員	建石 和則
委員	中野 智子		

4. 欠席委員

なし

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊井 佳宏	自治防災課長	尾谷 浩
副村 長	西井 秀孝	会計管理者兼税務課長	倉 真
地域活性化推進担当部長	日谷 順彦	住民課長	酒見 健司
総務部長	池西 昌夫	福祉課長	山谷 光代
民生部長	中野 光二	健康課長	仲谷 聡子
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健司	こども課長	上田 訓士
教育委員会事務局理事兼教育課長	森田 洋文	農林環境課長	仲野 隆之
総務政策課長	菊井 秀行	都市整備課長	安井 良之
秘書財政課長	北浦 信行		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	柏原 美佳	議会事務局 主査	土井 達也
---------	-------	----------	-------

7. 付託事件

1. 議案第68号 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について

午前10時00分 開会

○尾崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議案第68号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

菊井課長。

○菊井総務政策課長 昨日の村づくり常任委員会で田村委員よりご指摘のありました件でございますが、確認しましたところ、誤字などございましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

お手元にお配りしています正誤表をご覧ください。

正誤表の記載につきましては、表の右側が誤りで、左側が正しい表記となります。以下、右側の誤の欄の記載から左側の正の欄のとおり訂正いたしたいと考えております。

まず最初に、誤の欄のアスタリスクの文中の3行目後半「記載する必要であるが」を正しくは左側の正の欄「記載する必要があるが」でございます。

次に、表中の1、移住・定住地域間交流の促進の人材育成の③人材育成の項の2行目「人材の確保し」を正しくは「人材を確保し」でございます。

次に、右側の誤の欄の2、産業の振興の①農業の振興の項の2行目「基盤整備に取り組み」を正しくは「基盤整備に取り組み」でございます。

次に、②林業の振興の項の2行目の後半「販売戦略の展開、他自治体や」を正しくは「販売戦略の展開と共に他の自治体や」でございます。

次に、④商業の振興の項の1行目後半「新たな商品の開発、販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や」を正しくは「新たな商品の開発、販売や地域に密着した小規模店舗の誘致など」でございます。

正誤表の裏面をご覧ください。

4、交通施策の整備、交通手段の確保の③公共交通の維持確保の項の1行目「バス運行の便数や路線維持」を正しくは「バス運行の便数や路線の維持など」でございます。

次に、5、生活環境の整備の③防災消防対策の推進の項の1行目後半「住宅耐震補助制度による安心、安全な暮らしを確保」を正しくは「住宅耐震補助制度による安心・安全な暮らしの確保」でございます。

次に、7、医療の確保の②救急医療の項の3行目「広域ネットワークの形成し、村安心して」を正しくは「広域ネットワークを形成し、村民が安心して」でございます。

次に、10、地域、文化の振興等の①地域、文化の振興等の項の1行目後半「文化施設の充実し、他自治体との」を正しくは「文化施設を充実させ、他自治体との」でございます。

以上、合計13か所の訂正でございます。昨日、議長の許可を得て訂正させていただきました。申し訳ありませんでした。引き続き、訂正後の内容にてご審査賜りますようお願い申し上げます。

○尾崎委員長 それでは、質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 20ページの事業内容の中です、これ人材育成と絡むところだと思いますが、その下から2段目、この表の中の集落支援員事業ということを書かれています。集落支援員の受入れ、地域活性化というふうに書かれています、この集落支援員というのはどのように取り組まれて、どのような方なのかについてご説明お願いいたします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、集落支援員の方につきましては、各それぞれの地区においていろんなごみ出しであったりとか、また相談を受けるとか、そういった支援をされる方を指しております。ただ、今現在、村においてその集落支援員を今活用してどのようにというところの具体的なところまでは実際決まっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 集落支援員っていうのは私も言葉を知らなかったんですが、過疎計画、総務省と調べていくとね、集落支援員に関する問題とか集落支援員に、選任集落支援員とかという役割が出てきて、地域の方、地域のことをよく知っている方に役割を担っていただいて、それなりの一月当たり報酬をお払いして、その方が地域の中のいろんな実情、ニーズに応じたこう要望を聞き取ったり、ネットワークをつくったり、細かい相談に乗ったりしながら、その地域の、何ていうんですかね、地域の地域図っていうんですかね、地域のこういろんな問題点を集約したこう地域全体が見えるようなものをつくって、行政とのパイプ役だというふうに書かれているんですが、そのような、村でも認識して今後その取り組まれるという方向でここに書かれているということはそういう方向でよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 考えにつきましてはそのとおりでと考えておるんですけども、実際取り組むとなったときは、また地区等と協議等が必要かと思っておりますので、今先ほど、最初質問に対して、まだちょっと村として具体的にどうこうというのはまだ進んでいない状態でございます。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 そうですね、地区長さん各13地区いらっしゃいますので、地区長さんとの相談も必要だと思いますが、現状では地区長さんが全て担っているような状況になっていると思いますので、ぜひともそういう専門員を、集落支援員という役割の方を置いて、より地域のニーズ、公共交通に関してもやっぱりいろんな地域ごとでニーズが違うという話が出てますので、その辺の取りまとめ、地域アセスメント等ができる方という位置づけですのでね、あと、中には役割を担う人が結構主婦の方も多いいというようなことも書かれていました。ですから、ぜひとも前向きに検討していただきたいと要望いたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 今、畑委員がおっしゃる20ページの中で、その下の地域活性化起業人事業って書いてありますが、これは具体的にはどういったことを考えられているのでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今現在、起業人につきましては2社の方が来ていただいているんですけども、その方につきましては、今年度7年度中で任期のほうの満了となるんですけども、その次、8年度に向けてどうかということだと思っておりますけれども、今現在としてはまだ具体的な、こうというふうな形はまだ出ていないんですけども、やっぱり起業人の、その民間の企業のそういったノウハウであったりとか、そういったのを取り入れながら事業のサポート等をしていただきたいと考えておりますので、今実際、具体的にどうこうというのはまだ決まっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。一つ質問したいことは、この起業人を募集するに当たって、そのコンサルでこういった形で相対的なことを考えてよその企業さんを誘致する側の人間、人なのか、もしくはその実際に村に来ようとしてらっしゃる企業さんに対して働きかけてらっしゃるのかっていう、このくくりがあまり明確に分からないので、それを

ご説明していただきたいと思います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、二通りがあると思うんです。まず、その村側がこういう人材が必要というか、こういう事業が必要なのでそういったサポートしていただける企業さんを探すっていうのが一つと、おっしゃった、逆に企業側からその起業人としてこういうサポートができますよっていう営業というか、という方も確かにあります。実際、そういう営業等もあるんですけども、それをまた村に置き換えたときに、必要かどうかっていうことの検討があるかと思います。なかなか具体的なところまでは今ちょっと、今この段階ではないということとなります。

以上でございます。

○尾崎委員長 ほかにありませんか。

○建石委員 この計画案ですね、22ページから23ページにかけてなんですが、観光についてお伺いしたいと思います。

23ページの⑤の観光のところなんですが、出だし、点在する観光スポットをルート化するとあるのですが、この観光スポットをルート化するという、そのこう、どういうんですかね、ちょっとイメージがもう一つ湧かないんですけども、その辺を教えてくださいなと思います。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 23ページのその観光のルート化というのにつきましては、一応今、近くであれば楠公誕生地、棚田のほうに下赤阪の城址があったりとか、場所がいろいろ違うので、その辺をうまく、来ていただいた方が歩いてなりとかそういった形でルート設定することによって、滞在、ちょっとでも時間を滞在していただいて、村のそういうルートを設定して滞在していただくっていうふうなイメージのルート化を考えております。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 そうしましたら、一応その観光スポットを回る見本みたいなもの、見本というたらええ、どうなんですかね、サンプルというか、そういうルートを提示するということですか。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 そうです。そういった形のものを、具体的にどういう形っていうまではまだ決まってはないんですが、そういった、今委員の言われたとおり、そういう何かサンプルというか、一つのそういうルートが形成なりできれば、また村への観光客も増え

るということで今こういうルートのこととも考えております。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

それで、あとですね、この観光スポット、地域資源というふうになってくるかと思うんですけども、金剛山については大阪府最高点の金剛山を有するというふうにして、あと金剛山を中心に活性化を図ると書かれておられるんですけども、ちょっとその金剛山に関してはあまり具体的な、例えばどういったことをするかというふうなことが書かれてないように思うんです、ほかの誕生地とかも含めての話ですけども。特に金剛山についてはその辺が薄いように思うんです。金剛山はもう府任せということではないですよ。その辺をあまり触れられてないということについてお伺いしたいんですけど。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 金剛山につきましては、今のあった、村の施設だけではなくて、もちろん大阪府の施設もありまして、それを大阪府任せということではなくて、大阪府と連携して共にどういうふうを活用していくか、どういう観光にしていくかというのを今後検討していく予定でございます。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、あとですね、先ほどのところの下の方に、景観・美観の向上や案内板の整備、観光施設の整備等を進めるというふうに書かれておられるんですけども、この中の案内板というところですね。これについては、ちょっと以前、役場のほうにお話ししたときは農林のほうになるのか、観光になるのか、また教育委員会の分野になるのか、ちょっとその辺がはっきりしなかったということもありまして、その辺のところは連携というんですかね、これ、この文章、この計画の中にあちこちで連携という言葉は出るんですけど、本当に連携を取っていただけるのかどうかというところをお伺いしたいんです。お伺いします。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 今現在、その村内各所に看板のほうとか、案内看板のほうとか設置している部分につきましては、観光であったりとか教育委員会、もともと企画系で作ったりとかいろいろな看板がありますので、その辺は今後、先ほどみたいに、おっしゃっていただいたみたいにどういう所在でどこがっていうのもこういった中では整理をしていき

いとは考えております。

以上です。

○建石委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 今の同じく、建石委員の言われたところなんですけれども、この観光ということで今お答えでは、観光スポットをルート化するというので、このルートはこう楽しめますよ、何時間でこういうコースですよというようなものを示すんだと思いますけれども、その際、やっぱり一つ大きな問題になるのはトイレだと思います。観光ルートをつくる以上はトイレというものをセットで考えないと、いやここ、この距離でどこにもトイレなかったらこれは無理やねって逆に思われる可能性がある。その辺について、この事業の中にもトイレのことは一切書かれておりませんが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 トイレにつきましては、いろいろ設置する、できる場所できない場所等の場所の問題とかもありますので、このルートを設定する中では考慮させていただきますが、どこにどう設置していくとかという、明確なところではお答えは現在ございません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 トイレの必要性は認識されているというふうに理解させていただきましたので、ぜひルートを考える場合はね、トイレも込みでないと実際的なものではないというふうに思いますので、要望いたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑。

中野委員。

○中野委員 基本的なことをお伺いしますが、これ前期計画があつて、前期計画がどの程度成功したからこれを後期にやっというふうな形のものが幾分かあつて、新たに後期で新しいものをこういうふうに計画しましたっていうような流れなのか、後期は後期だけなのかっていうことを質問したいんですが。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 今回のこの計画を議案として提案をさせていただく前に、議会のほうにも3回程度ですね、ご説明をさせていただいたかと思います。その中

で、前期計画、令和3年から7年度の間評価ということで評価をさせていただいて、その資料も提示し、説明もさせていただいたかと思います。

あくまでもこの過疎地域の持続的発展計画というのは、法律上ですね、令和3年から12年度までの10年間の時限立法になってますので、国としましては10年間の計画として認識をされてます。ただ、計画を策定する中においては、前期計画、最初の5年間、それから後期の5年間という形で一応計画上はこう分けておりますけれども、基本的には10年間の通した形での計画というのが基本かなと思います。ということでいきますと、当然前期計画の内容も継承するということが基本になっていきますので、今回はその取組も一定、内部評価ですけど中間評価しながら後期計画に反映させていると。必要なその社会情勢も変わってますんで、必要なところは新たな取組として盛り込んでおりますし、修正する部分は修正しているというような形で今回提案をさせていただいているということです。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

南本委員。

○南本委員 本来、この委員会というのは、この過疎計画についての内容について審議をする場だと思うんで、ちょっと本線がずれているかも分からないんですけども、これ非常にね、時間かけてされてるんですけども、ご苦勞ばかりだと思います。先ほど日谷部長もおっしゃいましたように、私どものほうに、議員のほうにも説明も何度かさせていただいております。

そんな中で、パブリックコメントをされたということなんですが、私ら議員のほうはどなたも村民の皆さんからも連絡なかったということを知ってるんですけどね、どのようなやり方でされてるのかだけお聞かせください。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今、実際パブリックコメントをした内容につきましては、まず各役場の施設にこの過疎計画の計画案を各役場とか、くすのきホールとか、そういった施設に置かせてもらって、そのアンケートを、意見を意見箱という形でそういうのを今5か所ほど設置させてもらっております。また、ホームページとかそういったところでそういったことをしていますよということで周知させてもらったということになっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 区長会でもお話をされたのでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 そうですね、区長会では説明はしなかったかと思います。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 今、各役場の施設のほうに置いてるということだったんですけどもね、やはりこの交通の便も悪いし、役場のほうに来られる方も限られてます。ホームページも高齢の方は見られている方がほとんどおられないと思います。その村と、村にお住みの皆さんのパイプ役というのはやはり区長会、これは1か月に1回か2か月に1回されていると思うんですけども、これはやはりね、一番大事なことだと思うんですよ。皆様がこの本当に汗かいて、この大切なこういう一番大事な過疎計をされているときにね、やっぱり村の方々に意見をもらうことが一番大事だと思います。私は、我々のほうに説明もしていただいて、もう3度ほどと先ほど部長おっしゃいましたけども、それも村の意見としてなのか、議員の意見と、そういうその決め手が分からないですけどもね、やはりこれからまた大事なことがあるときには必ず区長会の方に、区長の方に、また自治会長の方にいろんな村のことの共有をしていかれるほうがいいんじゃないかなというように思います。

それと、先ほど畑、中野委員がおっしゃってた地域活性化起業人制度ですけどね、これもいろんな方法があるっておっしゃってましたけども、今これからですっていうふうに部長、政策部長がおっしゃってましたけどね、これを作成するのが目的じゃなしに、これは先ほどもからも、日谷部長も何度も、これは国からのことでとかいろんなことをもうおっしゃってます。それはそれだと思うんですけどね、ただ、これは12年度までかな、後期計画は。その前に、一番初めもおっしゃってましたけども、これの元となるのは第5次総合計画、これは令和何年やったかな、ちょっと忘れちゃったけども、たしか令和11年度までの第5次総合計画だと思います。その中に5本の柱があります。その中で過疎債という有利なこういう国の施策を使って千早赤阪村の持続発展計画っていうんか、将来にわたって持続できるような形をするのが目的なんですね。どうもこれ聞いてると、まだ決まってません、これから考えますって、先ほど、昨日でしたかね、ふるさと応援寄附金559件から目標1,000件、これはどないすんですかって言ったら、何らかの考え方で増やすと総務政策課長がおっしゃってました。

あのね、つくることが目的じゃないと思うんです。だから、これをつくる、こういうふうにして村を活性化していくんやという、やはり各担当で責任持って、過疎債を使えるようにするための目的じゃなしにね、千早赤阪村にお住みの皆さんの生命、財産を守るためにはこの有利な過疎債を使ってこのようにしていくんやというふうなことをきちっと各部

で持っていただく気持ちが全く私は、私個人的にはうかがえないので、そのところ皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 おっしゃっているように、基本的に村づくりの計画は第5次千早赤阪村総合計画になります。法律がこのような形で、その過疎に関する法律がですね、時限立法としてありまして、その人口要件であったり財政の要件がそれを満たしたということで、法律上過疎地域になっているということだけのことかなと私は認識しています。基本的には総合計画の村づくりの計画がまず第一義にありまして、たまたまといいますか、法律上その要件を満たしたと。その中で有利なその過疎地域の対策を進めていくに当たって、財政的な支援も要るやろうし人的な支援も要るというような中で、国のほうからの支援をいただけると。ただ、それをいただくに当たってはこの計画がやっぱり必要ということで今回、よりこう将来にわたって安定的な村政運営を行う上での一つの手段として活用するということかなというふうに思っています。

当然、おっしゃるようにこの地域は人口も減って少子・高齢化というような中で非常に厳しい状況にあります。社会情勢もこれだけ目まぐるしく動いてますので、なかなか行政サービスもすごく多様化しているという中で、いろんなことに対応していかなければいけないというふうに考えています。それは各分野において同じかなと思いますんで、それは職員もそれぞれ当然認識を持った上で住民サービスの向上に向けて日々取り組んでいるという認識はあるというふうに思っておりますので、その点で今後ともよりよい村づくりを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。

前々回か、一般質問もさせていただきましたけども、村議会におかれましても将来にわたり持続可能な安定的な住民サービスが提供できるようあらゆる方策で選択肢を踏まえ、共に情報共有をしてみたいとおっしゃってましたんでね、今後そういう意味では我々もできる限りのことをさせていただいて、千早赤阪村にお住みの皆さんのためにやらせてもらわないといけないと思うんで、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

やはり、これは大阪府経由で国にも出されるんでね、大阪府さんのご助言もいただかないといけないと思います。

そんな中ですけども、私が一番言いたいのは、各部の中でね、この有利な過疎債を使ってじゃあ何をどのようにしていくんやということをやはり部の中でけじめをつけてきちっ

と持っていてやっていただかないと、もう4年、5年、あっちゅう間に過ぎてしまいますから、やるのが仕事じゃないということだけどうかご理解いただいて、企業誘致一つにしましても、この23ページにも書いてますけど、これ非常にうまく書かれています。しかし、じゃあ実際にどうなん、地籍更正をやってじゃあどのようにして企業誘致を呼ぶねん。実際はここに書かれていることはいいですけどもね、じゃあ皆さん方がどのようにして企業誘致するんやって具体的なことが各担当部で今後きちっと考えていただくようお願いしたいなっていうふうに思っております。

○尾崎委員長 ほかにありますか。

畑委員。

○畑委員 実は私、最後に言いたいと思っていたことが一つあるんですが、まだほかにちょっと細かい質問はしたいことあるんですけども、今、南本委員がおっしゃったことと重なるんですけども、例えば地域福祉計画だったらこのように、その位置づけですね、地域福祉計画が行政計画の中でどういう位置づけにあるのかっていうことが明示されるんですね。こういう形のものを過疎計画においても、総合計画が一番上ですよ、その関係性ですよ、各行政計画、あるいは各行政部署との、その行政計画をつかさどる各行政部署との役割になると思うんですが、その中で過疎計画がどういう位置づけなのかという関係性をね、私はこの計画の最初に、その他の計画との関係性という形で本来は明示すべきじゃないかというふうに思ったんです。それがあれば過疎計画が一人歩きするのではなくて、今何か過疎計画が一人歩きしているような気がする部分があるんですね。そうじゃなくて、各課と密接に関連して、過疎計画に立てている内容も実は各課でしっかり取り組むべき課題がこう書かれているというふうに認識しているし、さらにその各行政計画を行っていくための財政、財源確保のための重要な計画であるというふうに認識しています。そういう意味ではこの計画、非常に重要。財源確保という意味からですね、重要な位置づけだというふうに思ってますので、その行政を運営していく上での他の計画との関係性ですね。もちろん一番上に一番大きな外枠は第5次千早赤阪村総合計画なんですけれども、そういう形での何か位置づけっていうのをね、明示していただきたいなというふうに思うんですが、その辺のこう庁内でのそういう関係性の明白な把握っていうのがあれば教えていただきたいと思いますし、今後もしそのような提示、ないんであれば提示していただきたいというふうに思います。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 今おっしゃるように、一番上位の計画としては第5次千早赤阪村総合計画になります。各それぞれ教育であり、福祉であり、産業振興等々、各分

野において個別計画としてそれぞれの、例えば地域福祉計画であったり、介護保険の事業計画とかそれぞれの計画があるということになります。

過疎計画につきましては、総合計画の位置づけの中でもいわゆる各もう全分野にわたって過疎対策事業を行うということで行くと、限りなく総合計画に近いような形にはなるかとは思いますが。ただ、その関係性っていうのをこの今回の計画の中で落とし込んだらどうかということもあるかと思うんですけども、あくまでも今回ちょっと国の計画策定するに当たってのいろんなマニュアルと申しますか、その基準と申しますか、ありまして、そこに準じてやっているというようなこともございます。

おっしゃるように、それ、今のような関係性をこの盛り込んだためということではないんですけど、基本的にはそういう関係性があるのかなというふうには認識していますので、限りなく総合計画に近いようなイメージで思っております。

以上でございます。

○尾崎委員長 副村長。

○西井副村長 少し補足させていただきます。

発展計画の9ページをご覧いただきたいと思いますが、地域の持続的発展の基本方針ということで、先ほど来やり取りしているような、まず上位に総合計画がありということはここに書かせていただいているという認識でございます。これで不足でございましたら具体的なお提案等いただきましたらまた議論させていただきたいと思いますが、この中に書かせていただいているという考え方でございます。

当然、書いている内容が各部局網羅的にやっておりますので、各部局とディスカッションをしながらこの計画を策定をしてございます。あとは、その中身にしっかりと魂を入れるかというところであるかと思っておりますので、書いた以上はしっかりとやっていくように全庁挙げて、進捗管理しながら責任感持ってやっていきたいと考えてございます。

以上、補足でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

要するに、この計画がですね、昨日も言いましたけど、こう戦略が見えないという話をさせていただきました。いろんな計画が数値とか出されているんですが、それに至る戦略、具体的なところが見えないんですけれどということ、そうしたら、やっぱり各課のほうでそういうその取り組んでますというようなお答えもあったのでね、そうすると、そこはこう過疎計画の記載というのは実は各課が持っている計画とも密接にリンクして進められているんだというふうに理解させていただいたんですね。だから、そのところを各課

の職員の方も皆さんにね、全てがそういうことをきちっと理解された上でやはりその進めていただきたいし、もしこの計画にそういうものを示しなさい、例えば地域福祉計画は示しなさいということがあるから書かれているんですね、他の計画とかの関係。ただ、過疎計画においては他の計画との関係を示しなさいというところがないためにつくっていませんというお話だったんですが、実利的にはあるわけですので、ぜひともその辺は共有できるものとして部内の資料としてでも結構ですけれども、ぜひともつくっていただきたいというふうには要望します。各課の職員の方にとってもそれはより理解しやすいものになるのではないかと。だから、過疎計画にどう書かれているんじゃなくて、それは本当に頭が書かれているのであって、具体的には各課がやって進める中で、この財源は過疎債が使えるのではないかという、逆に言ったら各課が提案されるんだらうと思うんですね。そういう流れのところをね、もっと私たちにも分かるように説明していただきたいかったですし、そこところはね。その関係性はやっぱり明記、明確に述べていただくというのは非常に重要じゃないかというふうには考えておりますので、お願いいたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○井上委員 すいません、ちょっと話が元に戻って申し訳ないんですが、23ページの先ほど観光のところでは言われて、トイレとかね、おっしゃってまして非常に大事な観点やと思うんですけど、一番最後の表の上にね、なお、整備においては自然環境の保護、保全に配慮するとともに、より多くの人を楽しめるユニバーサルデザインに配慮すると書いているんですけど、これ自分も考えていたんですけど、ユニバーサルデザインやから、例えば障がいがある方とかにも使える、例えばさっきの話でしたらトイレとかいろんな施設に及ぶと思うんですけど、そういうことをうたっていると思っと思ってよろしいんですかね。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 そうです。整備するに当たってはそういったいろんな、ここで言う課題とか自然環境とかに、そういうのを配慮してという書いてあるとおりで、そういうことに配慮しながら進めていくという考え方で、考えていただいて結構です。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 27ページのことについてお尋ねしたい件があります。ちょっと意味が分からなかったものですから。

目標、KPIのところマイナンバーカードを利用した電子手続申請件数、それから、

というふうにありますけれども、この申請件数っていうのは一体どういう意味の件数なのかを教えてくださいたいと思います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 このマイナンバーカードを利用した電子申請の手続の数ということなんですけれども、村のほうでL o G oフォームとかぴったりサービスとかというフォームがあるんですけれども、それを通じて申請いただいて、申請いただくっていう手続ができるようになっております。この前回しました臨時交付金であったりとかそういった申請もそのL o G oフォームで受け付けできるようにしたりとか、そういったことを指しております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 すいません、ちょっと今ごによごによごによって聞こえて、そのどういうことなのかすいません、よく理解できなかつたんですが、もう一度ちょっと分かりやすく説明していただけますか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 インターネット上で、村でL o G oフォームというシステムを使ってですね、窓口を開設するんです。例えば、ホームページとかに臨時交付金の受付を、このURLを提示させてもらって、そこをインターネットでその住民の方がクリックしていくと、その申請フォームのほうに入ってこれるんです。そこにマイナンバーカードの情報であったりとか、そういったそのそれぞれの申請する内容を入力してオーケーボタンを押すと村のほうにそのデータが送信されて、それが村としてはそれを受け付けると。その受け付けた後はちょっとアナログ的なんですけども、その後は資料を送ったりとか、その向こうが求められているものを郵送するとか、そういった手続のできるフォームになっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、この基準値が13件というのは、そのそういう手続できる、何ていうんですかね、申込みの種類が13件あるということなんですか。例えばそれが5件って、目標値減ってますよね。減ってるのは一体どういう意味なのかも、手続の、だから手続した人の数じゃないですよ、当然。だから、手続できるそういう手段の数だとすると、何かこの5件に減るっていうこともちょっと意味が理解できなかつたんで、お願いします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、目標値の5件の話なんですけれども、もともと、ごめんなさいタイミングが、時系列がもう一つ分からないところがあるんですけれども、当時その令和3年度のとくにですね、そういった仕組みが前期計画でいきますと令和2年度ときは0件だったんです。そのときに村として令和12年度までに5件のそういった電子申請をできるものをしようというふうに目標値を立てました。実際のところ、この当時は0件だったんで目標値を5件にしたと。今現在、令和6年度においては今13件手続きができますよっていうふうになっております。畑委員おっしゃっている目標値が5件なので、5件に落とすわけではありません。あくまで、ここが計画上、その前期計画のときには目標値を5件としていた手前、5件が推奨というか、そのまま推移して5件になっただけで、別にここを5件に合わすのではなくて、今13件ですので、こちら、村としてはこの13件から何件か増やすような形では検討はしたいとは考えているんですけれども、この目標値につきましてはその最初の計画値のときの数値で5件というふうになっています。

○尾崎委員長 すいません、ちょっと暫時休憩に入ります。

午前10時47分 休憩

午前11時06分 再開

○尾崎委員長 それでは、再開します。

ほかに質疑はありませんか。

菊井課長。

○菊井総務政策課長 すいません、先ほど質問のあったマイナンバーカードを利用した電子申請の手続数について説明させていただきたいと思います。

まず、ぴったりサービスということで国から示されているものがあります。これが27手続ありまして、例えば子育てにおきましたら児童手当の受給資格及び児童手当の額について認定請求とかそういったもの、子育てでは15件、あとその他で消防法による申請であったりとか、介護でしたら要介護の要支援認定の申請など11件、罹災証明が1件ありまして、そのメニューとしてまず27件あったということです。

今現在村のほうでは、ホームページにも掲載させてもらっているんですけれども、オンライン申請ということで戸籍をはじめ戸籍の付票、住民票、住民票記載事項証明書とかです。あと、就学援助費の受給申請など、そういったものが合わせて今13件手続できることになっております。

目標値の5件につきましては、この数字は、先ほど過疎地域持続的発展計画の前期計画の目標値からというふうに説明させてもらったんですけれども、調べましたら、総合計画

の実施計画の中で目標値を5件を保つということで表示されているため、そこから引用させていただいたということとなります。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

前は27、令和3年度の計画では27件って書いてあるわけですね。それが令和6年度で13件、そして令和12年度目標で5件っていうんですが、この何かその減ること自身が、目標値っていうのはやっぱり見直しされるべきものだと思います、新しい計画ですから。だから、逆に言えばこの5件っていうのがもう十分にできていると。ほんで5件がいろんなばらばらあったものをシステムとして統合できたので5件になったという意味であれば実は理解できたんですけども、そういう意味はないということでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 そうですね、おっしゃるように統合になればということだとは思いますが、一応この目標値につきましては、もう先ほど説明したとおりでございます。

ちょっとこの数字につきましては、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 先ほど検討と申し上げましたけれども、もともと総計の実施計画5件となっておりますので、その辺の兼ね合いもありますのですぐさま変えるではなく、今後に向けてまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 本当に数字だけ見たらやっぱり今のご説明では納得できないので、またしっかりその辺のところをですね、5件として、5件の内容についてまたご説明、後でも結構です、いただきたいというふうに要望いたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 あとですね、やはり今のKPIの目標値のことに関係するんですが、33ページ。

廃棄物処理ということで、リデュース・リユース・リフューズ・リサイクルということ

が掲げられておいて、表の中の⑳番で廃棄物総排出量年間ということで書かれておりますけれども、これが廃棄物の総排出量を減らすということで、あまり大きな減ではないような気がするんですけども、例えばごみ処理、生ごみ処理についてですね、家庭内で例えば今処理する機械がありますね、生ごみについては。そうすることによってかなりごみ、出すごみが減ります。そのような対応に対して、その補助金ですね、ごみ処理機に対する補助金等を検討とかはされないのでしょうか。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 そうですね、現在につきましてはまだそういった生ごみの処理機械とかそういうのの補助金の検討までは至っておりません。また、ごみをまず減らすっていう計画だと、その有価物の回収とかそういったところで減らしていくっていう方向で進めさせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ごみ問題はね、非常に大きな環境の問題もありますし、大きな問題なので、この目標値にとどまるのではなくてさらに下げていかなければいけないと思いますので、その辺の取組をお願いしたいと思います。

続きまして、今のその23番ですね。これ、この間一般質問でも尾崎議員がされたかと思うんですけども、災害時の協定件数ですね、災害協定締結の件数ということで、ここ12件となっていますが、あのとき答弁いただいたのでは、やっぱりもっと多くね、考えていく必要があるというお話だったと思いますけれども、これに関しては計画ではこう書かれているけれども、目指すところはそうでないというふうに理解させていただいていいのでしょうか。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 これは私のほうがお答えすべきかどうなのかちょっとあれなんですけれども、やはりその計画そのものですね、仕組みとしまして目標値、こちらが上位の目標値であるその総合計画、この総合計画と併せてこの過疎計画のほうがあるということでございますので、当然ながら過疎計画と整合を図る必要があるという中で、過疎計画を策定した時点ではこの12件ということでございましたんで、それがそのまま数字がスライドしておるのかなという、そういうテクニカルな部分であるかなというふうには感じております。

ただ、実際はですね、これにとらわれず有効な協定等、また他市町が行っておられるような協定等ですね、また議員からもご助言いただいた、アドバイスいただいたような、ご

提案いただいている内容等を加味しまして、これに、数字にとらわれず村に有効な協定は今後積極的に締結していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 そういう意味で言うと、このK P Iという設定されている数値の妥当性というところに正直言ってはてなを感じざるを得ないなということが残ってしまいますけれども、村の実際の実績がよくおっしゃいますけど、社会情勢とかいろんな環境変わりましたのでいろいろな状況変わりますというふうにおっしゃいます。だから、それがやっぱり柔軟に反映して施策を展開していただく必要があると思いますので、逆に言えばこのK P Iって一体何なのっていうところはね、ちょっと残らざるを得ないんですが、このK P I、キー・パフォーマンス・インデックスですか、これについてどういうふうにお考えなのかを教えていただけたらと思います。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先ほど来からですね、基本的に総合計画が基本にありまして、それに基づく整合性を図るということで過疎計画があります。K P Iの設定につきましても総合計画におけるその設定がありまして、そこから引用といいますか、過疎のほうに持ってきているというようなことになっています。当然、この数値もですね、総合計画、本来であればこの総合計画そのものの見直しとかですね、そういうことも必要かも分かりません。今、実際のそのやってきた実績と今後5年後の実績、実績といいますか、目指すべきところの数値というところでそごが出ているというところで行きますと、過疎計画プラスその元の総合計画のところの見直しということも場合によっては必要になってくるかも分かりません。そういった意味ではちょっと今のところそこところは検討には至っておりませんが、今おっしゃっているようなご意見をですね、今後ちょっとどのような形で対応するかということも含めて考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。今のご発言あったんですが、村長のお考えを聞きたいと思います。

○尾崎委員長 村長。

○菊井村長 先ほどからの繰り返しになりますが、総合計画という元にしておりますのですが、今のところ社会情勢は変わるものの、変わっているのは認識しておりますが、今のところ総合計画に基づきながら計画を進めたいと思います。

ただ、総合計画につきましては、ご存じのようにこの事業をしたいから総合計画にのつとらないというようなことの総合計画にはなっていないと思いますので、その辺はですね、予算とか状況も社会情勢を見ながら柔軟に事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長　ここで休憩とします。

再開は12時45分とします。よろしく申し上げます。

午前11時19分　休憩

午後　0時45分　再開

○尾崎委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員　ちょっと休憩前にKPIについて私がちょっと間違っていましたので、そこだけまず一点修正させていただいて、キー・パフォーマンス・インディケータ、インデックスじゃない、インディケータですね。重要業績評価指標というふうに言われて、何か中間目標であると。ゴールに向けてのKPIというのは、ゴールに向けてのそのプロセスですね、プロセスで途中で設定する中間目標のことで、ゴールに向けたパフォーマンスを確認するものであるというふうに書かれていたんですけども、これ村の場合のこのKPIというふうに、KPIとして設定されている基準値、目標値というふうに書かれていますので、先ほど私が例えば27ページの表でKPIとして言った基準値と目標値って、これが村の今KPIというふうに設定されてますけど、この目標値っていうのは途中のゴール、要するに村の村政はずっと続いていきますよね、そういう意味での途中というふうに理解させていただいていいのかどうかについて確認させてください。

○尾崎委員長　副村長。

○西井副村長　お答えします。

あくまで計画期間のございます計画でございますので、その計画の最終年度においてここまで到達したいという目標でございまして、おっしゃるとおり村政は続いてまいりますので、その時点の中間という認識でございます。

以上です。

○尾崎委員長　畑委員。

○畑委員　ありがとうございます。

続きまして、38ページのこれもこの表ですね、KPIの表なんですけど、要介護認定者

数が423人から目標値が292人とこういうふうに関和12年度の設定がなっております。実際、今基準値というのは、現状は423人ということですが、これは要するに元気な人を増やして要介護を申請する人を減らそうという意図なのか、高齢化の中でどうしても介護が必要な人が増えていくと思うんですけども、この数値っていうのはその妥当なのかどうかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 令和12年度の目標値なんですけれども、先ほどから答弁させていただいていますとおり、総合計画のKPIをそのままスライドさせたものでございまして、委員おっしゃるとおり元気な高齢者を増やしてなるべく介護が必要な状態を遅らせるという意味で現状の人数よりも少ない目標値を上げさせてもらっています。あと、高齢者も65歳以上の高齢者人数も年々減ってきているということもありまして、ただ75歳以上の高齢者は増えるので要介護認定が必要な人は増える見込みではありますけれども、できるだけ元気な高齢者を増やすという意味で少ない目標設定としております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

その同じ段の㊸番の介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数も若干ですが少なく設定されていますけれども、この数値に関してもどのような説明がいただけるのか。今つまり介護予防ですから、予防レベルですね。割と元気だけでもちょっと日常生活上で支援が必要な方に対する軽微な支援だというふうには理解していますけれども、この数値に関してはどのように設定されているのかお尋ねします。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらの数字につきましては、第9期計画の数値目標を入れさせていただいています。委員おっしゃるとおり、やはりこちらのほうも少し手助けをされれば日常生活が送られる方ということですので、なるべく介護が必要な期間を遅らせるという意味で少ない設定とさせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。介護予防の段階で手厚い支援、ここで言うとその事業計画の中に地域での、ここには、いきいきサロンですね、高齢者福祉施設その他でいきいきサロンとかそういうところの整備事業となっていますけれども、そういう取組の中でそのような活動される方、生き生きと活動される方を増やしていくことが大事だと思います

ので、そのように取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、41ページの内容なんですけれども、ここで事業計画のほうを見せていただくと、休日診療とか小児救急医療体制とか障がい児の医療、歯科医療体制とか書かれていますけれども、病児保育という項目はないんですが、病児保育が、働いてどうしても休めないけど子どもに熱があつて預けたいというニーズはあるのではないかと思います。病児保育の対策に対してはどのような考えをお持ちなのかお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 子どもの病児保育のことにつきましては、この過疎計画の中では特段うたっていない状況でございます。

子ども・子育て支援事業計画、その中で子どもの病児保育の関係ですね、一応計画上は上げておまして、住民のニーズを把握しつつということで今後検討していくということで書かせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

では、続きましてありますので、取りあえず。

あとですね、47ページの事業計画についてちょっと分からなかったのを教えていただきたいんですが、この9番のところ（2）番に地区活動応援補助金事業というのと地区補助金事業というのがありますけれど、この2つはどのように区別されているのか教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 地区活動応援補助金といいますのは、上限100万円としまして、地域の皆様が地域の方に取り組み、一定の効果が上げられるものに対しまして100万円を上限に年間交付している補助金でございます。

地区補助金といいますのは、従来から地区活動に対する補助金等、防犯灯ですとか様々な地域活動におかれまして交付しておった補助金でございます。また別建ての補助金となっています。こちらは各地区固定額プラス各地区の人数によって増減がございます。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。つまり、地区活動応援補助金事業というのは、どちらかといえばその事業、どういう事業を行うかというところも明確にしてその補助金を使うというふうに、それでかつ、地区補助金事業のほうは逆に言ったらその縛りは少なくて地

区のニーズによってそのいろんな活動をしてくださいねという補助をされるものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 委員お示しのとおりでございます。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 何度もすいません。

48ページです。

48ページの郷土資料館への来館者数の年間の人数ということなのですが、令和7年度の基準値実績値で2,976人、目標値では3,100人なんですけれども、やはりこの設定についてもこの目標値として妥当なのか、それともやはり実質的にはこれ以上のものを期待して取り組んでいくということなのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 この数字につきましては、先ほど各課からご答弁申し上げてますとおり、総合計画の目標値としてさせていただいております。来館者数につきましては毎年のように企画展等々を開催しながら入館者数の増を目指しておるところでございます、6年度の基準値からさほど伸びておりませんが、本村の人口減少も踏まえながらですね、設定した数値でございます、これを上回れるように今後も様々な工夫を凝らしながら来館者数の増に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 今のところの地域、文化の振興等の48ページのところなんですけれども、その4行目に、さらに地域資源として他の分野と連携により地域振興に結びつけというふうに書かれておるわけなんです、地域資源というのはこの上に書かれておる史跡とか文化財のことを指しているのかなとは思いますが、ここの他の分野との連携というのはちょっと午前に質問しました観光とかそういうことも含めて書かれておられるのでしょうか。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まずは、おっしゃるとおり観光の資源の一つとしての捉え方というのが一番かなと思います。

それとまた、私ども文化等の振興を図る中で近隣の市町ともですね、連携の協議会等も設けておりまして、そちらとも連携しながら様々な催し等も進めながら連携していきたい

なというふうには考えてございます。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、そういう連携することによって活性化を進めていくということだと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、その次の49ページのところなんですけども、これはちょっと教えていただきたいんですが、ここに建水分神社の本殿の修繕事業というふうに書かれておられるんですけども、これは重要文化財ということになりますと国庫補助金も出てくるかと思うんです。半分ぐらい国庫補助金、50%ぐらい出ると思うんですけども、それに加えて過疎債も利用してということをお考えなんですか。これは村が主担を担って行う事業という解釈でいいんでしょうか。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、追加をさせていただいておりますご質問の建水分神社の修繕等なんですけれども、早ければ令和8年度から本殿の屋根、あと躯体がちょっと一部地盤が下がって少し土台の部分が修繕必要やということもお聞きしております、今回この過疎計画に盛り込みさせていただきましたのは、私ども補助メニューを持っておりまして、今現状300万円が上限なんですけれども、その活用もということで本計画には盛り込みをさせていただいております。

あと、国の補助金としましては文化庁の補助金、おっしゃるとおり半分が基本でございまして、あとプラスアルファの増嵩等ですね、国の予算も踏まえてあるようにはお聞きしております。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 今、ありがとうございます。そこに過疎債を絡めるということになるんでしょうか。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 過疎債を充てるかどうかっていうことは村の全体の財政運営の中で、過疎債を活用するのかっていうのは財政部局のほうでトータルの財源の中で検討することになるかと思います。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員

○畑委員 50ページ。

再生可能エネルギーの利用促進というところで、地球温暖化対策ということで非常に重要なことかと思えます。この中で一つ思ったのが、温暖化対策としてもう一つ重要なものとして山林の再生。山林はCO₂を吸収するということが非常に重要だと思えます。これが荒れてくるとやはりその辺の効果が課題になってくると思えますので、ここにその山林の再生っていうのは、農林、農林業のところでは山林に対する補助とかは、林業に対する補助とかは書かれていましたけれども、ここに山林の再生という項目がないのはどうお考えなのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応、農のほうではその山林に対して整備っていうことで記載させていただいております、ここにつきましては山林に対して、もちろん山林の整備をして新しくしていくっていうのは重要なことだということはあるんですが、今回に限りましてはその記載については、まずはこういう施設のなところのところということで記載は、ちょっと回答にはなっていないんですが、記載まではさせていただいてない状況でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。でも、考え方としてはそういう考え方も持っているというふうに理解させていただいていいということですね。ありがとうございます。

もう一点、このこれに関係してですが、太陽光エネルギー、こちらのほうを再生可能エネルギーの啓発事業ということで書かれていますけれども、太陽光発電、例えばおうちですね、各戸の家に、屋根に設置するというのは結構、今ね、大規模の発電っていうのはいろんな環境問題でいろいろ問題になってますけれども、各家の屋根に設置するっていうのは、やっぱりそういう意味では一番こうそういう弊害も少ないものだと思うんですが、そういうものに対する補助金、啓発だけじゃなくて補助金制度っていうのがここに含まれていませんけれども、それについてもどういうお考えなのかお尋ねします。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 各家のそういった太陽光の発電設備の補助につきましては、まずは現在のところは施設、公共施設等のほうからさせていただいて、まだそこまでの補助は今のところは検討しておりません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。ということは、公共施設はもう全てそういう対象として考えていると。太陽光発電を設置するという方向で考えているということなんでしょう

か。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 いや、そういう施設に全て太陽光というそういう意味ではなく、すいません、そういうことではありませんで、今現在やっている、ここにも書いている啓発活動とか施設のところでもエコが使えるところは使っていくところをさせていただいているということで、太陽光を導入するというわけではございません。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ちょっと導入には前向きではないというふうに理解したんです。

すいません、知らないんですが、ここの立屋、新しいんですが、上に太陽光パネルとか置いているんでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、役場のほうには太陽光は今ありません。前にエスコ事業ということでくすのきホールであったりとか、エスコ事業ではなかったと思いますが、学校、赤阪小学校、千早小吹台小学校、保健センター等には太陽光は一応あります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。この新しい庁舎についてないというのはちょっと残念なんです、今後できるだけそういうところを最低限、そういうところからでもね、進めたいなというふうに要望します。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどの畑委員の質問にもちょっと関連するところではあるんですけど、ちょっと確認をさせていただきたい。

44ページですね。

文字どおりやと思うんですけども、この③の全欠児童・生徒数が0人から0人ということで、こちら全欠児童というのは学校に1年間を通して一日も来なかった生徒さんっていうことを意味するんでしょうか。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 おっしゃるとおり、全欠児童につきましては一日も来なかったという児童・生徒になりますけれども、そのほかにもですね、私どもくすのきホールで毎週2日間、どうしても学校に行きにくい子どもたちのために支援センターというのを設けておりまして、そちらにも一回も来たことがないという子どもがこの数値

の基本となりますので、学校にも一日も行けなくて、支援センターにも一回も来れなかったという生徒の件数になります。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 どうもご答弁ありがとうございます。

といいますのもね、最近、あれはいわゆる不登校の児童数っていうのを全国的な推移っていうのを調べましてね。そうしたら、もうここ10年ぐらいで3倍ぐらいの、すごいもう驚異的というような伸びを示してしましてね。そういうふうにならざる不登校の状態にある生徒さんが増加しているというのが、この全欠児童の生徒数という指標やとね、なかなかその実態が見えてこないなと思ひまして、例えばこれ長期欠席児童でしたら30日ということで、であればもう少しその実際どうなっているのかっていう動きが見えると思ひますんでね、そういう意味ではKPIという、先ほどキー・パフォーマンス・インディケータというふうになら委員おっしゃっておられましたけれども、その趣旨に沿ったものになるんじゃないかと思ひます。

なので、今回はこれ過疎計画ですから、また次の第6次総合計画のときにはそういった視点で改めて考えていただきたいなというふうになら思ひます。

あとお聞きしたいところがですね、戸別の受信機についてなんです。

というのも、今回そこが変更されてるんですよね。それが何ページだったかな、これかな、27ページにならますかね。

そうですね、防災無線のところですね。防災無線のところでは戸別受信機を設置するところ、情報伝達手段の整備等というふうになら切り替えられてしましてね、この辺りをどういうふうになら変更していかれようと思ひておられるのかご説明をお願ひしたいと思ひます。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 委員ご指摘のとおりですね、内容のほうをなら変更しておると。決してその戸別受信機をもう今すぐやめますよという趣旨ではならございません。当然ながら現在の防災行政無線につきまはななかな聞こえにくいお宅のほうには戸別受信機のほうをお配りさせていただひて現状もお使ひいただひているような状況でならございます。

ただ一方で、返却が出てきたりとか、場合によってはその戸別受信機そのものがですね、現在もう生産が、今の既存の機種がもう生産がなできないというふうにならなっています。実際にその防災行政無線を設置しましたのもかなり、もうそろそろ10年近くたつというふうな流れの中で、やはり日進月歩で技術の発展も非常に多くて、ななかな

近年ではもう生成A I等が目まぐるしく発展しておりますけれども、10年前にはなかなかそういったことも考えられなかったと。ですので、今後このハード面の部分で当然防災行政無線、更新していかないといけない時期がいずれまいります。ただ、相当な金額がかかりますので今すぐどうこうというのはなかなか難しい、今もうちょっともってほしいなというところは個人的には思うところですが、そういったところの場合にですね、戸別受信機に限らず様々な手段を考えて、この12年度までの間にできるかどうかというのは分からないですけど、様々な手段を通じてそういった戸別受信機に代わるような手段のものであったりとか、もしくは併用するであったりとか、そういった部分をいろんな技術を考えていくという意味合いで今回変更させていただいているところでございます。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。数年前に結構金額かけて防災行政無線、更新されているんですよね、1億円とかでしたかね。そのときにもたしかお聞きしたと思うんですよね。今後デジタルとかそういった方向に切り替えていくのかと思ってたけれども、今回はこうやって1億円ぐらいかけて行政無線を更新されたっていうことは、そういう方向ではないかということなんですかねっていうふうですね。

やっぱりね、せつかくそうやって1億円かけて更新して、ほんでやっぱりデジタルに切り替えますっていうんやったらお金がちょっとね、もったいないなっていうのは正直に思うところですね、金額も大きいですしね。しっかりと計画的に、先々考えていただけたらなというふうに思います。今でしたら例えばLINEでもね、流されてますけれども、そういったデジタルでスマホに直接流すとかね、方法もあるかと思えますんでね、ご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 実は、今のと少し関係するんですけども、やっぱり高齢者の方が多くて、スマホを持っている方はね、かなり比率高くなっているとは思いますが、そういう方々が十分にそういう情報をキャッチするノウハウがなくて、活用できてないということが非常に多いというふうにも言われていますし、現実にもそうだと思います。今、スマホ道場ということで来年3月まで起業人の来ていただいてそれでやっていただいていますけれども、やはりその参加者も非常に限られてて少ないんですね。ですから、村の取組としてはこの情報、防災無線と情報伝達ですね、情報化というところではそういう高齢者向けの対応ですね、そういう地区ごとで行うとか、そういう高齢者に前向きにそういうことを使える

ようにしていただく手段も必要じゃないかというふうに思います。

それに、それと併せてやっぱり公共施設にね、スマホ道場に来ている方がおっしゃったのは、ここに来てやるとあつという間に通信料がなくなるというふうにおっしゃっているんですね。だから、皆さんあんまりたくさんギガをね、契約されてないんですよ。月1ギガぐらいとかという方もいてあつという間になくなっちゃうと。それであと通信がすごい遅くなっちゃうということで、何かWi-Fiが公共施設でのWi-Fi設置っていうのも検討の中に入れていただけないのかなという、この情報伝達機器購入設置の中にそういうものも入ってこないのかなということをお尋ねします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 そうですね、公共施設等にWi-Fiの設置というか、自由にフリーWi-Fiとかということだと思いますけれども、今現段階でWi-Fiを入れるとかどうというのはそこまで具体的にはなってはいません。今後っていうことでしたら、その辺はまた検討しながらまた考えていきたいと思います。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 もう一点ご質問していたと思うんですけども、関連で。今高齢者に向けてのそういうスマホ道場的なものをこう地区ごとで開催するとかそういうこのデジタルに不慣れな高齢者に対してのそういう手当てという意味での対策ということですが。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今現在、スマホ道場ということでこちらのほうで開催させてもらっているんですけども、一応そのスマホ道場につきましては来年度からはまた社協であったりとか、今現在ボランティア活動していただいている方にご協力いただきながら続けていきたいと考えています。また、村のほうもできればそういった活動に対してサポートできたらと一応考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。その方向でよろしくお願いします。

次、51ページになります。

51ページで、開かれた村づくり、住民参画により村づくりの促進というところ、51、52ですね。この事業計画のご説明のときにタウンミーティングにとらわれず考えていくというお話でした。一応目標値はタウンミーティングは8回、8件だから年8回ということでしょうか、となっていますけれども、このタウンミーティングにとらわれず住民

参画による村づくりの促進というのは具体的にどういうことを考えられているのか教えてください。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 ちょっとこちら、開かれた村づくりということで、ちょっとイメージ的なことになるかもしれないんですけど、タウンミーティングっていうのが、昔しました地区とこちらから出向いてっていうふうな懇談会のようなイメージにとられるっていうふうにごちら認識がありまして、開かれた村づくりというのは一応それ以外の、例えば小学生であったり中学生などそれぞれ様々な方とそういった話のできる場ができたかと考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

よくね、地区ごとによく行われているのはワークショップという形ですね。その例えば村づくりの何かのテーマに対してその地域の人たちが、あるいは子どもたち、今の小学生、中学生ですから、小学生とか中学生でもいいんですが、そういうテーマ設定をして、そういうタウンミーティングという村長とか行政側から一方的に質問に答える感じ、今まではだったような気がするんですが、そのお伝えして、そのお伝えした内容についてこう住民さんに答えるという、質問に答えるというような感じだった、そういうイメージが私の中にはあったんですが、この開かれた住民参画ということではね、ぜひとも話を聞くだけでなく、一緒に考えてつくり上げていくワークショップ形式というのもぜひ考えていっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 おっしゃるとおりですね、うち、総務政策課のほうでデジタルアプリのほうを今年度する予定で事業を進めていると思うんですけども、そういった説明会であったりとか、一応今週の土日にまたさせてもらうんですけども、そういった形で住民さんとの話のできる場ができればと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 補足でございます。ワークショップにつきましてはですね、実績といたしまして本年度に自治防災課のほうでですね、先般総合防災訓練、旧千早小学校区の皆様が参加していただいていたわけでございますが、それまでに、ワークショップは1回ですけども、地区の区長さん何回か集まっていたいでですね、避難行動要支援者の

方、避難訓練を行う、各地区で行っていただくためのワークショップというのを開催いたしまして、そちらのほうにはたくさんの地域の皆さんにご参加いただいて、委員お示しされるような内容で今回各5地区を対象にやったという実績がございます。補足でご説明させていただきます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。今はこの間の避難訓練のね、関連で行われたということですが、やっぱりそういうような何かテーマは必要だとは思いますが、ぜひともこれからはいわゆるこう村づくりにつながるものとしてワークショップ等を企画して提案していただきたいと思いますというふうに要望いたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田村委員 ちょっと、今週の土日に行われるそのワークショップ、デジタルアプリのね、説明会ですかね。話がちょっと出たんでお聞きしたいんですけど、それってね、実際その説明される方っていうのは村の職員さんですかね。それとも委託業者、どちらになります。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 業務委託している業者と我々職員が一応行く予定で、全般的なシステムのことにつきましては業者のほうから説明していただくとは思っています。実際、いろいろと細かいことがありまして、実証実験ということでデジタルアプリを、どういった利用とかもいろんな手続、申請とかいろいろ様々ありまして、その辺につきましてはこちらも説明していかなあかなと話はさせてもらっているんですけど、その最初の説明会としては業者のほうから一旦説明して、その後は質問等を受けながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。そうなんですよね、僕ももう何回もワークショップ参加させていただいてますけれども、基本的にその委託された事業者さんがやりはるんですよね。職員さんが主体的になって職員さんのほうで何かそのプレゼンテーションするとかってというようなことは今までほぼなかったという記憶がありましてね、ある意味ね、一つスキルアップの機会ということでもありますんでね、もうちょっとその役場職員さんが主体となってワークショップ、実施していただけたらなと思います。これは要望というこ

とでお願いします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 今、田村委員の意見に賛同して提案兼質問なんですが、今、村では各地で、各地区ごとに喫茶とか子ども食堂とかいろんな人が集まる、お年寄りが集まる機会というのが結構多くなっております。その先日は森屋の喫茶のときには南環境の方たちが来られてごみの収集の話であったり、おれおれ詐欺の、警察のほうから来てもらって話をしたりとか、そういうわざわざ主体となって集まって人を呼ぶよりは、皆さんが集まられているときにそれを利用して何とかそれを皆さんに知ってもらおうっていうような、そういう取組は今後高齢化する中では必要だと思うんですが、そのことについてはどのように役場のほうではお考えでしょうか。

○尾崎委員長 村長。

○菊井村長 現状から言いましたら、各地区長さんなり老人クラブの会長さんなりがこういうイベントをするからということで、結構村のほうにもいろいろな呼びかけがありますんで、そういったものにつきましては、うち、担当課のほうで積極的に参加させてもろうてますので、また今後もそういった対応をしてまいりたいと思います。私のほうもちょこちょこ顔を出したり、個人的にね、参加させてもろうたりしているんですけど、行って、ちょっと邪魔になったりするようなときもあるし、いろいろあるし、地区の輪に、ちょっと中に入ってまた恐縮しはるところもあるんで、その辺はまた臨機応変な対応をしながら私のほうは考えてまいりたいなどは思っておりますけど、実際に区長さん、老人クラブさんのほうからにつきましては積極的にこれからも参加させてもらいたいと考えておりますんで、よろしくお願いします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほど言ったワークショップということなんですけれども、いろいろ聞いて、何かこちらからプレゼンテーションするのではなくて、ワークショップっていうのは住民の人たちが例えばグループになって、そのグループごとで話し合う、あるテーマに対して。それは多分、防災のほうはそれをやられたと思うんですね。そこから地区の人たちの意見を吸い上げるのがワークショップです。だから、今中野委員がおっしゃられたのは、逆に言ったらたまたまそこに来られた方に情報を提供する場としては有効だとは思いますが、いわゆる意見を吸い上げるという意味ではまだ不十分だというふうに思いますので、ぜひともこうワークショップという形のもの、住民さんたちと一緒に村づくり、住民

参画で考えていきたいと思いますということで地区ごとで開いていただきたいなというふうに要望したいと思います。

それからもう一つだけ、これ最後の要望になるんですけども、今日いろいろ質問させていただいて、やはり数値がですね、出されている数値がもし住民さんからこれ見て聞かれたときに私たちが説明できないように感じる数値が結構多かったように思います。ですから、やはりこういう計画出されて、この計画に関してはやはり財源確保のための非常に重要な計画だと思しますので、それ国に対する手続として必要不可欠なものですので反対はしませんが、やっぱりその住民さんから聞かれたときにね、私たち自身が説明できないってところが本当に散見されますので、ぜひともその辺を後づけでも結構ですので、そういう形で住民さんに聞かれたときに丁寧に説明できるようなね、対応等もね、整えていただきたいなというふうに要望いたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年12月村づくり常任委員会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

午後1時28分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

村づくり常任委員会

委員長 尾崎 充宏